

社会保障審議会児童部会 第8回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

議事次第

平成27年4月20日
18:00～20:00
場所：中央合同庁舎5号館17階専用第21会議室

1. 開会

2. 議事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

議事1 課題（3）について

議事2 課題（4）について

3. 閉会

<配付資料>

資料1 自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

資料2 木ノ内委員提出資料

資料3 ト蔵委員提出資料

資料4 武藤委員提出資料

資料5 秋山委員提出資料

資料6 泉谷委員提出資料

資料7 草間委員提出資料

資料8 平井委員提出資料

資料9 藤川委員提出資料

資料10 磯谷委員提出資料

資料11 浜田委員提出資料

平成27年4月20日
事務局作成資料

資料1

(第8回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題の方向について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課、家庭福祉課

課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

現状(第6回委員会資料より)

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。

- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:
大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
 - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:
43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)
(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:
40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)

課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。
例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。

現状(第6回委員会資料より)

・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均
6.2%(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%(H24文部科学省)

- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

課題

- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない(させない)ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳にいたる前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

②里親や里親に委託している児童に対する支援

現状(第6回専門委員会資料より)

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学の高割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
- ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0%
児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

課題

- 里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
- 里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

現状(第6回専門委員会資料より)

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

課題

- 自立援助ホームについてこれまでの役割(就労を前提)に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
- 施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

②施設退所児童のアフターケア

現状(第6回専門委員会資料より)

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。

- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

課題

- 施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。
- 施設退所後の見守り支援をどう考えるか。
- 自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

木ノ内委員提出資料

課題3「措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取り組みについて」

◆被虐待児童の特徴

- ・自己肯定感、自尊感情が低いことにより、勉強やクラブ活動などに積極的に取り組もうとしない。
- ・発達遅滞がみられる。
- ・発達障害に似た症状を起こす。虐待の度合いがひどいと解離性障害のような症状をもつ。
- ・里親がやさしく接すると命令口調になる。
- ・思春期に暴力的な言動、非行が目立つ。大人社会への反抗が根底にある。

◆里親の対応

- ・大人への信頼感醸成のためには、気長に普通の暮らしをしていくことが大事である。里親だけではなく、里親仲間、地域社会、里親の友人など多くの人間が子どもを見守り、養育することが大事。現在は非公式的な関わりであるが、役割を定めた“チーム養育”的な取り組みが必要と思われる。
- ・普通の暮らしは長期にわたって安定的に行われる必要がある。安心、安全以外に安定を重要視した里親委託が必要である。虐待を受けた影響は子ども期だけでなく本人の人生に影響を及ぼすと思われるので、長期にわたる配慮が必要である。
- ・養育者から暴力を引き出すような言動がみられ、経験の浅い里親はその言動にのせられてしまうことがある。一般的な子育てと違う面がある。実子の子育てで自信のある里親ほど養育が困難である。被虐待児童のための養育スキルを学ぶ必要がある。現在そうした子どものために専門里親が用意されているが、被虐待児童が多く養育里親に委託されているケースが非常に多い。専門里親の仕組みが活かされていない。
- ・とくに気をつけるべきは、なにがあろうと養育者は子どもに対して信頼感を失うような言動はしないことである。
- ・ときには専門的なアドバイスを必要とするが、そうした環境が里親にはない。治療的養育環境を整備する必要がある。
- ・子育てについて時に迷うことがあるので、スーパーバイズしてくれる態勢があるとよい。また、養育に疲れた時のレスパイト・ケアも制度としてはあるが利用しづらい。

◆自立に向けた取り組み

- ・自尊感情を高め、何事にも自信を持って取り組むように働きかける（そうしたプログラムがあるといい）。

- ・生活スキルを身につけさせる（生活スキルは基本となる能力である。時間を守る、約束を守る、言葉遣いなど）。意識して日頃の生活で身につけさせる。
- ・自己選択の能力を身につけさせる（能動的に自分の希望する方向に具体的なアクションを起こすことができる能力。最初は3つの選択肢を示して選ばせるようにする、など）。
- ・折に触れて職業概念（どんな職業があるのか、社会の仕組みはどうなっているのか）を教えていく。
- ・たとえばアメリカでは16歳になると里親でもソーシャルワーカーでもない、自立のための担当者が子どもにつけられる。自立に向けた意識を醸成する。

◆自立のフォロー

- ・必ずしも18歳では自立できず、20歳でも難しいと言える。できるだけ大学や専門学校に進学させ、助走の期間を長くしたい。
- ・現在、高校以上への進学は4割を超えているが、里親の経済的負担が大きいと言える。
- ・進学、就職した後、1年以内にドロップアウトする者が多い。措置解除後の動向調査を実施するとともに、見守りと支援の仕組みが必要である。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」では、措置解除後も帰ることのできる実家のような役割が里親に求められるとあるが、制度としては未整備である。
- ・アメリカではILP（インデペンデント・リビング・プログラム）があり、社会的養護から離れて自立するユースのために特別予算が付けられている（2010年の総額予算は1億4千ドル）。当事者のなかからリーダーを養成して社会的養護の改善に当事者の声を反映させており、参考にしてほしい。

以上

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

ト 蔵委員提出資料

課題（3）措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取り組みについて

日本ファミリーホーム協議会会長 ト蔵康行

ファミリーホームとは

平成21年4月に法定化 小規模住居型児童養育事業（第2種社会福祉事業）
 里親ファミリーホームを原型とし5～6名の児童を養育（里親は4人まで）
 養育者+補助者 3名以上で養育（措置費は、常勤1+非常勤2）

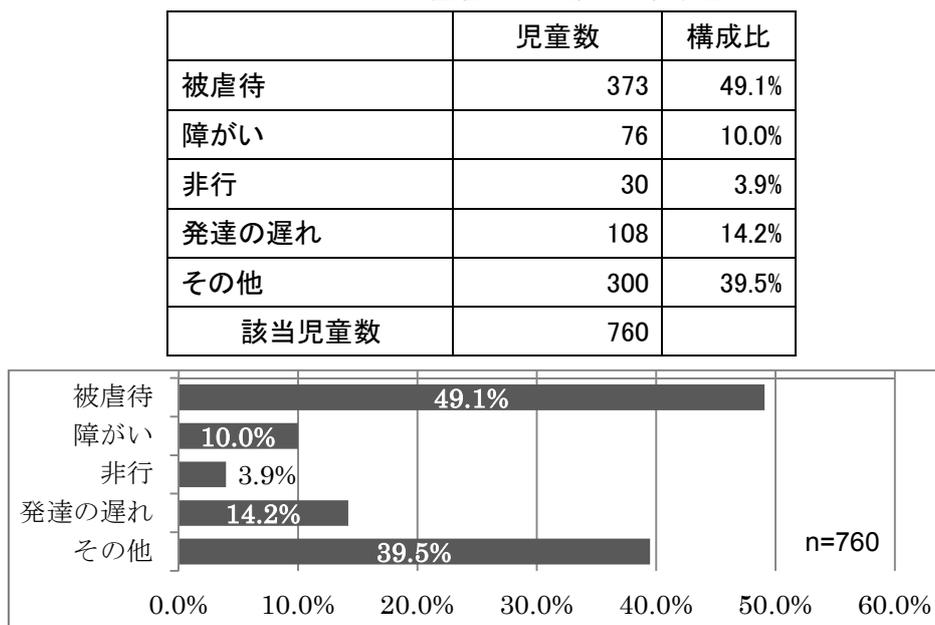
ファミリーホームの子どもたち（家庭福祉課 ファミリーホーム事例集 実態調査から）

平成25年10月に委託されている子どもの状況

委託されている子どもの状況をみると、「被虐待」49.1%、「障がい」10.0%、「非行」3.9%、「発達の遅れ」14.2%、「その他」39.5%であった（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ-16 委託されている子どもの状況

回答ホーム数:165, 単位(人)



平成24年度における委託児童の構成割合

就学前児童	小学生	中学生	高校生以上	計
19.5%	35.5%	21.3%	23.6%	100%

- ・事業化されたことにより、ファミリーホームにおいてより子どもの養育と支援に、時間的、物理的に手をかけられるようになった
- ・年数の経過とともに、次から次へと子どもを社会に送り出していくことになる
- ・ファミリーホームや里親は、措置解除後も子どもたちの「帰れる家」として存在する

必要な取り組み

- ・高学齢児でも施設から家庭養護への移行を進められるようにするために、高校生の措置費の充実を
 - 関係機関の連携がより重要になる
 - 今年度から学習支援費が新設されたが、交通費、部活動費など中学生と同様に
- ・資格取得費の弾力的な運用
 - 自治体によって運用に格差がある
 - 例えば、運転免許取得には使用できないなど
- ・措置延長の改善 活用の徹底
 - 自治体によって運用に格差が大きい
 - いまだになかなか認めない自治体がある
 - 自宅通学以外でも認められるように
 - 20歳の誕生日前日までではなく、年度終わりまでの延長を
 - 子どもの誕生日によって差がでてくる
 - *ファミリーホームにおける現状
 - 措置延長を終えても、子どもが生活の場を変えるわけではない。新たな子どもの委託により、ホームで生活する子どもの数は7人、場合によって8人と増えることになる。
- ・進学する児童のための支援
 - 措置延長をする児童にも進学支度費を
 - 一般生活費だけでなく特別育成費に準じた措置費を
 - *社会的養護の枠の中だけでのことではないが
 - 給付型奨学金、学費の減免などの社会的な支援が必要
- ・障がいのある子どもの自立・解除後の生活についても考える必要がある
 - 将来を見通せないことに不安を感じる
 - 地方では、社会資源が乏しい 支援先につなげること

前述の実態調査報告書から

* 開設後に気づいた悩み

■ 自立支援

- 委託児童は、10代が多い。18歳以降どのように自立していくのかがなかなか決まらない。自立できない子ども達をどのように養育していくのが大きな課題となっている。自立援助ホームは既に定員一杯であり、入ることができない状況にある。
- 次々に自立する年齢が近づいていく子ども達の将来をどのように支えていくのかは、大きな課題である。進学の実現させていきたい。一方、障害のある子どもやボーダーラインの子ども達にもそれぞれ自立に向けて取り組むべき課題は大きい。ファミリーホームだけでは対応することに限りがあると感じている。
- 措置解除後に自立した生活に失敗した場合の対応に苦慮する。
- 委託児童は、高校進学までが想定されており、大学・専門学校への進学は経済的に難しい状況にある。

* 制度の改善に望むこと

■ 高齢児の教育費の支援

- 高齢児に対する教育費等の補助拡充。
- 措置費について、大学等の進学の実現がかなうよう支度金の増額を希望する。

■ 自立、措置解除後の支援の強化

- 18歳で経済的支援が途切れてしまうことは実態として厳しい。措置解除後の児童は、里親委託であれば、現住所を里親宅とすることができるが、ファミリーホームは、実親の住所とすることが多い実態にある。こうした場合、金融機関で口座開設すること一つをとっても不便な点がある。措置延長もしくは、解除後の支援の継続を求める。
- 学力に課題があり、情緒的に課題を抱えている子ども達の進路について悩むことが多い。こうした子ども達の自立についての支援を希望する。
- 委託解除後も児童がファミリーホームに帰省した際の生活費、相談支援に関する交通費などについては支援の道を拓いてほしい。

■ 措置延長の必要性、措置解除後のフォロー強化

- 委託されている児童が20才まで措置延長になったが、専門学校あるいは短大へ入学した場合、4月生まれの子どもの誕生日がくると在学中に委託解除となってしまう。そのため、大学、専門学校等に通学している子どもに対しては、卒業まで(3月)を措置延長できる仕組みを検討する必要があると考える。
- 措置解除後の児童の支援が、里親任せとなっている。継続的な支援の仕組みづくりが必要である。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

武藤委員提出資料

課題（3）「措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について」

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

はじめに

NPO 法人「ふたばふらっとホーム」で行った「社会的養護施設等および里親出身者実態調査」から、約950名の回答から（平成23年度実施） ※厚生労働省のホームページに掲載しているので参照していただきたい。

①施設や里親に対して思うこと、言いたいこと

○全般的に「親身になってよく聞いてくれた」と施設生活等に対して肯定的にとらえている人86%と非常に高い。

○その一方で「職員・里親から怒鳴ったり叩いたりされたことがある」と答えた人全体の39%、4割程度の人が回答している。昨今では虐待され入所する児童が多い中、怒鳴る・叩くは再虐待体験にあたり、あってはならないことである。

②社会に出て困ったこととして

①アパートの保証人 ②寂しさ、孤独さ ③施設出身ということ話すこと ④家族とうまく話が出来ない ⑤自分の気持ちを話せる人がいない ⑥職場の友人関係 ⑦相談相手が近くにいない と続いている。いずれにせよ①から⑦までのすべてに共通するテーマとして「心の問題」や「人間関係の問題」が主たる課題なのである。この調査より先に行った、東京都の退所者調査においても共通する結果が出ている。

③施設や里親から社会に出るために必要なこととして

①社会生活資金のためのアルバイト ②社会で必要とされる資格取得 ③アパートなどの保証人 ④専門学校や大学などへの進学 ⑤塾など進学準備 ⑥施設里親出身者が集まれいつでも語り合える場と続いている。

④措置解除後の施設とのかかわりや自立支援のあり方についての要望に関する設問においては

①保証人になってくれる制度が欲しい(64%) ②専門学校や大学などに通えるようにしてほしい(58%) ③施設や里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場がほしい(57%) ④病気や離職、住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにしてほしい。(56%) ⑤施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにしてほしい(55%)

⑤この調査においても最後に自由記述欄があり、そこに大変貴重な意見が寄せられている。

「そこで働く職員の人材、里親もこの人で大丈夫かの見極めが必要」「施設を卒園する前にひとり暮らし体験をする必要あり」「お金の使い方管理の仕方を教えるべき」「施設や支援内容（サービス）を選択出来るようにしてほしい」「バイト体験は貴重」「心のケアは絶対必要」「施設内で甘やかすすぎ」「年金、税金、保険、公共料金手続きや等教えるべき」「大規模施設で無く、小規模で一般家庭と同じような生活が送れるようにすべき」「進学のための奨学金制度を充実させるべき」「パソコン技術、車の運転免許は絶対必要」「人としての思いやりや優しさがあれば社会はやっていける」「社会に出て行ってからも時々『元気でやっているか』『頑張れよ』との一言が助けになる」「冠婚葬祭について分からない」「ご飯が食べられるところがほしい(10代女性)」「性について、体のしくみ等のサポートが欲しい(20代女性)」「職員にとっては『仕事』、もっと卒園してからも何でも相談できるような仲になりたかった」「自分らの視野を広げるためには職員さん

自身がいろいろな事を学んでもらう必要がある」「子どもには些細な事でもほめて欲しい」「一度傷ついた心を修復するには長い年月のサポート（相談しやすい環境）をつくってほしい」「里親家庭の方が生活面などきめ細かく教えてもらえるので良かった」「児童自立支援施設出身ですが退園した今でも連絡を取っていて心強い」等々の貴重な意見をいただいた。

1. 自立支援策として重要なこと

(1) 自立についての合意形成が重要

自立の概念や具体的指標等を児童と家族、職員、施設として、また措置する側の都道府県・児童相談所、国や関わる行政機関等が十分に意見交換する中で、共有すべきである。（たとえば金銭的自立？納税者？ 職業人？自己に責任を持ち他への配慮が出来る人？・・・）

現在、取り組みとしては、施設ごとの工夫や特色を持った取り組み、都道府県ごとに工夫や特色を持った取り組み等が行われているが、国全体として社会的養護の下で育つ子どもたちの自立支援のために、具体的に何を取り組みれば良いかを立案すべきである。（今回はそういう趣旨で検討されていると認識している。）

また、どんな親元で生まれても、どんな家庭で育っても最良な教育や養育を受けることが出来る場を設け、社会的自立が出来るようにすることが重要であることを、すべての人が再認識すべきであろう。（子どもの未来応援国民運動の取り組み方針参照のこと）

(2) そのうえで、今何について取り組むべきかを明確化することが必要

「社会的養護の下で巣立つ子どもたちは自己肯定感が低く、自立意欲や将来に対する目標や希望を持つ事が苦手な児童が多い。」「18歳での社会的自立が困難な児童が多くなっている。」「そのためには長期的かつ切れ目のない支援が必要になっている。」「在園中の自立支援は以前からすると充実してきている。（高校進学支援や通塾や習い事等）」「しかし、現状として遅れているのは自立支援を行う人材（質、量とも）、将来展望を持つ策等々。

夢や目標を持てと言ってもそれを実現できる手段や方法がある程度準備できていなくてはチャレンジする意欲も湧かない。また、それらを実現出来ているモデルが無ければ真実性に欠ける。

2. 施設と都道府県（主管と児相）が行うべきこと

(1) 自立支援計画書の立案と実行、振り返りと再プラン化のプロセスの点検を

児童の自立支援計画書が児童のケースアセスメントにそって立案されているか、また、児童の希望に沿った計画書になっているか、また、立てた計画が着実に実行できているかを常に施設としても、また、措置した児童相談所や都道府県としてもチェックしているかが重要である。また、十分な支援が出来てない場合は出来るように改善作業が必要である。そのために、施設での自己チェック、第三者委員等による第三者チェック、担当児相福祉司チェック、担当主管及び都道府県単位の児童福祉審議会等の行政チェックの徹底を図るべきである。

また、退園後1年目で困っている事、3年後で困っている事、5年後で困っている事、10年後で困っている事など退園後の児童（者）の状況把握に努め、退園後の支援をするとともに、それらを参考にしながら在園中に必要な自立支援策について明確にし、それをもとに在園中の自立支援がなされることが重要である。

(2) 自己肯定感を育む取組みと自立のイメージ化が図れる取組み（各施設での具体的取組みについて）

①措置後の日常生活において、一人ひとりが大切にされた生活が保障されているか。（衣食住から個のスペース、関わり、教育等すべてにわたって・・・） 今回あえて言うまでもないが自立する力は「愛着関係」や「守られ感」「支えられ感」の中で養われるものであり、一定の依存関係の中で育つものである。自立性と依存性はともすると相反する関係のようであるが、この両輪の関係が常に保障された中で自立性が育まれなければならない。

②施設生活を通じて大切にされていることを実感する中で、これまでの生活や親との関係性などを振り返り、自分のこれからの生活や将来を展望する作業を、職員や暮らす仲間と共に行う。また、そのためには担当職員のみでなく、児童養護施設等での進路指導や自立支援を専門に行う専門職（東京は自立支援コーディネーターを各施設に配置、その他山形県や広島県で配置している。）と具体的に将来の自分像を描く作業を行うことも必要であろう。社会的自立に向けたアセスメント指標、シート、支援計画、進路シートなどを用いて、子どもと共に行うことなど実施されている施設もある。

③子ども自身が自己の強みや弱みを認識するとともに、先輩たちの進路選択や生きざまを見ながらも、進路を考える機会や職業等に触れる機会を多く取ること（就労のイメージ化）。また、先輩からの多くの苦悩や困難を乗り越えての体験等を聞きく機会や触れる機会を多く作ること。また、在園中からアルバイトなど就労の機会を保障する。夏休み、春休み、年末年始等に職業体験、実習の実施（インターン）も有効である。

④社会に出るには最低限必要なこと、身に付けておくべきことなどを知っていくことも大切である。（各種チェックリスト等を参照しながら）

⑤現状として、このような自立支援の取組みにおいて、充分取り組んでいる施設とまだ取り組めていない施設との施設間格差が生じている状況である。すべての施設が取組みを行えるような指標やシステムづくりが必要であり、そのチェックを行うべきである。

⑥卒業や卒園真近の取組みでなく、出来るだけ小学生の段階からの取組みを行うこと

○学習支援の取組み（学習の遅れを取り戻し意欲と自信を回復する）

※児童の個別事情や発達に応じた学習支援プログラムを

○学習支援だけでなく習い事、趣味、スポーツ等への取組み

※自信や自己肯定感を育む

○未体験へのチャレンジの機会を（国内体験、海外体験、その他）

○進路指導の取組み（将来への展望をもつ）

○年上の子どもからのよき影響（施設生活をよき体験とする）

(3) 都道府県単位として取り組むべき課題

①各施設や里親で取り組んでいる自立支援策を十分に都道府県が把握すること。

②自立支援の取組みについて各施設間格差等が無いように十分なチェックをすべきである。

③そのうえで各都道府県ごとに特色をもつての自立支援策を豊富に実施すること（企業や団体等の支援も得ながら）

たとえば、もっておいた方が良い、有したほうが良い、また必要な資格や能力と思うことなど。

- 運転免許証
- パソコン技術
- 読み書き計算（義務教育程度）
- 将来的な仕事への資格
- 大学や専門学校へ行き資格等を取得すること
- 国際化に向けての英会話力等

※それらへの助成金制度用を実施すること

④児童養護施設等の就業支援事業の取組み状況把握と効果測定を

(4) 施設の取組みだけでは自立支援は困難

社会資源の活用とネットワーク、児童が進路選択や将来展望を持てるように、施設内の取組みだけでなく、就労支援や社会的自立のために必要なことを、ボランティアや企業やNPO 団体などの協力による取組みも始まっている。「職業実習体験」「マナー講習」「ソーシャルスキルトレーニング」等、広範な資源を活用し、施設入所中から社会的自立が少しでも可能になるような取組みを行う必要がある。

自立や支援が困難な児童ほど、さまざまな施設や諸機関が関わることになり、施設、児童相談所、学校、病院、区市町村の福祉事務所、企業、その他との調整能力が児童を担当する職員には求められる。そのためには諸機関連携能力、学校や企業の特色、刻一刻と変わる社会状況の変化や制度についても注視し広範な知識やネットワークを有する職員が必要になる。

3. 国として行うべき自立支援策

(1) 「社会的養護の課題と将来像」の実現に向けて

①子ども・子育て支援事業計画として保育制度の充実と共に、児童虐待防止策の充実と社会的養護体制の充実について計画するよう国から通知し、その中で社会的養護体制の充実については家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画を平成26年度末までに立案し、国へ報告するように求めている。

そこでは家庭的養護の推進策として里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進の計画を中心として、それらを進めるためにも「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成の対策」「自立支援の充実」「家族支援及び地域支援の充実」「子どもの権利擁護の推進」を都道府県単位で進めるように求めている。

それらにもあるように「自立支援の充実策」は国としても、また、都道府県単位でも取り組むべき課題として社会的認知がなされていると考えるか、現実的にはその認識や具体的取組み計画には格差が生じているものと察する。したがって、国としても各都道府県単位でどのような取組みをしていて、今後どのような取組みを計画しているのかを調査集約し、その促進のための材料をもっと示すべきである。

(2) 都道府県単位としてさまざまな独自の取組みをするのは、財源の保障や認識の差からすると困難も予想される。したがって、今後国全体としても取り組むべき対策を明らかにしながら進める事が必要である。

<社会的養護の課題と将来像や子ども子育て支援制度の拡充策としてすでに明らかにしている事項>

- ①自立生活能力を高めるためのさまざまな施設や里親での取組みの充実、促進策
- ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額と充実

※大学等進学率向上の目標数値を立案すること

③奨学金の情報を各施設へ情報提供

④措置延長や自立援助ホームの積極的活用と充実

⑤アフターケアの推進策として児童養護施設には自立支援担当職員を配置する。（平成27年度から5年間かけて全施設に配置をめざすとした。）

⑥退所者等アフターケア事業の拡充と推進

⑦身元保証人制度の内容充実（退所者からの要望は強い）

※但し、全体的には以前（10年ほど前）と比較すると充実はしてきているものの、その推進策が十分でなく中途半端な取り組みになっている部分（大学進学助成制度や措置延長の積極的活用、自立援助ホームや退所者等アフターケア事業の開設の促進策等）や未実施事業（自立支援担当職員の配置）等がある。

今後の実施促進を図ることが急務の課題である。

<今後新たに国全体として行うべき自立支援策についての提案>

①施設や都道府県単位で行う、独自で行う特徴をもった自立支援策へ「安心こども基金」のように拠出・保障できるようなプログラムと予算保障制度をつくり、自立支援策の強化促進を行う。（予算は国が保障し、中身は地方（都道府県）で行うようにする。）

②大学等の進学支度金の支出の根拠として在園（在籍）する間支払うべき入学金や前期授業料などは上限は設けることとしながら措置費から支出して良いものとする。また、その財源的保障につとめること。

③大学等の進学を支援するための施設や里親から「大学等進学支援を支えるための仕送りが出来る制度（金額上限は設け）」を認めること。また、大学等の進学促進のためその財源保障に努めること。

また、全国児童養護施設協議会や各支援団体、企業等の協力をもとに給付型奨学金制度の設置促進等に努めること。

④今年から充実させた通塾、学習支援費の更なる充実策と自信をつけるための習い事への拡充策

⑤措置延長規定は20歳までであり、有無も言わず20歳でどの児童も支援が切られてしまう。児童によってはせめて22歳くらいまでの自立支援を経て社会的自立をすべきと思われる児童が多くなっている現状から、児童福祉法の改正や児童福祉法以外の対象としての措置継続について検討するべきである。また、最低限の配慮として、措置延長は20歳までであり、大学や短大等、また、就職等で年度の中で20歳になった児童を年度末まで施設や里親で支援できるように改善すべきである。

⑥職員が長く務めることが出来るような社会的養護の現場とすること（自立支援策の充実と職員の定着性確保）

○長期的に在職する職員の確保策（職員が定着できないようでは自立支援は出来ない。）

○自立支援や進路（進学や就職）指導が出来てさまざまな情報を有し、様々な資源やネットワークを有している職員が必要（自立支援担当職員の早期実現を！）

○民間給与改善費のさらなる充実を！

平成23年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金

社会福祉推進事業

社会的養護施設等および里親出身者実態調査研究事業

団体名 特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム

平成24年（2012年）3月

社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書

目次

はじめに.....	3
今回の調査の目的	4
調査対象.....	4
調査の実施方法	4
調査結果.....	5
【対象者の属性・性別】	5
【回答者の施設種別】	5
【年齢階級】	6
【婚姻状況】	6
【措置期間・措置解除時期・最終学歴】	7
【施設職員や里親についてどのように感じていますか】	8
【施設や里親での生活についてどのように感じていますか】	10
【社会生活を送るうえで準備が出来たと思いますか】	11
【施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと】	12
【困った時に頼った人】	15
【社会に出て困ったこと】	16
【措置解除後の施設とのかかわり及び自立支援のあり方について】	18
まとめ（考えられる支援の提言）	20
付録	22
個人票自由記述回答抜粋.....	22
施設等よりの自立支援に関する自由回答抜粋.....	26

はじめに

特定非営利活動法人ふたばふらっとホームの設立趣旨は、里親や養護施設などの施設出身者が気軽に立ち寄れ、相談でき自助活動ができる居場所を作るとともに、就労支援などの相談及びコミュニケーションが苦手な出身者に対して、人間関係における信頼を高めるためのプログラムに関する事業を展開することである。

当法人が上記の趣旨に基づいて活動するために、里親や施設出身者が望んでいる自立支援のあり方を厚生労働省の若者支援のためのセフティーネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）23年度事業としての補助金を受けて実施することになった。

今回の調査では、里親や施設出身者が行う調査として、設問の要旨は、施設出身者も参加をして考えたもので、その思いが強く出ている。

しかし、調査のABCも分からない人間の集まりであることから、児童養護施設・児童自立支援施設・里親会・児童援助ホーム・社会的養護施設出身者の当事者団体などの関係者にご参加いただき、専門委員会を設置して、委員の方々からのご意見と、調査に当たっては各種別協議団体のご協力得て調査票の配布を行った。また、日本大学文理学部教授の井上先生のご尽力によって実施することが出来た。ここにご協力いただきました皆様方へ心からの感謝をいたします。

今回の調査結果は、あくまでも各設問項目を単純集計したものを中心として関係者で協議をした中間発表である。

いずれ、色々なクロス集計を基にした考察や23年8月に出された東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査などとの比較研究もしたいと思っている。

NPO法人 ふたばふらっとホーム
理事長 園武友

今回の調査の目的

社会的養護施設等の出身者が自立することの困難さおよび、自立支援に対する要望を調査することによって、出身者への社会的支援のあり方を探るための基礎資料とすることを目的として調査を行った。

児童福祉法改正により、里親や施設の目的が自立支援とされましたが、18歳以降の自立支援サービスは、アフターケアの一環として行われているが、しかし、実際には18歳以降の福祉的サービスが行われないなかで多くの里親や施設出身者は、家族支援がない限り一人で頑張っているのが現状である。

孤立する若者たちを社会がどう支えるかが大きな課題とされているが、こと里親や施設出身者においてはなおさらその必要性は高いものであると考えている。一時的な居場所はもちろん、相談支援や具体的サービスの必要性の高さは、関係者の指摘を待たなくても高いものであると思うが、今回の調査でさらに具体的な数字として提示できればと考えた。

調査対象

今回の調査の対象は、里親や施設などの出身者で、里親や施設の関係者が連絡をすることができ、里親や施設からの調査の依頼にこたえていただいた方々である。

施設出身者でも里親や施設との関係を保っている方々ということになる。このことが今回の調査結果の分析に大きく影響する条件となった。

調査の実施方法

今回の調査は、全国の里親や施設などに調査票を送付し、里親や施設から調査対象者に依頼をしていただく方法をとった。

調査票の回収については、調査対象者の方から直接お送りいただく方法を取り、1405票が調査対象者へと配布され、回収された有効回答票は949票であった。配布された調査票に対しての回収率は約67%となり、郵送アンケート調査としては非常に高い回収率となっており、今回の調査の大きな特徴となっている。

この調査の対象者の方々は、里親や施設関係者からの依頼に対して回収率からもわかるように誠実に対応をしていただいた。施設や里親との信頼関係が存在していることは、この結果からも見ることができる。

このような結果から、今回の調査結果については、里親や施設との信頼関係が継続されている方々で、連絡が取れるという意味では社会的にある程度安定をしている方々ではないかと推測される。

調査結果

【対象者の属性・性別】

今回の調査対象者の男女比については大きな偏りはなく図1のグラフのとおりほぼ半々の状態である。

【回答者の施設種別】

今回の調査に回答した方々の施設種別結果は、図2のグラフとなっている。もともと対象者が多い児童養護施設が全体の77%を占める結果となった。

当初は、施設ごとの調査分析を行う予定であったが、今回の調査では、施設種別ごとの比較検証をできるまでのサンプル数に届いていないために、今回は里親や施設出身者の意識調査として、全体でまとめた。

今後、追跡調査などの必要が生じるかと思うが、その際は比較検証ができるように、各施設種別ごとに一定のサンプル数になるようにしていく必要がある。

また、地域ごとの分析にも同様なことが言えるので、今回は全国の里親や施設出身者で里親や施設との関係を保っている方々の意識調査として分析を進めた。

対象者の属性 性別

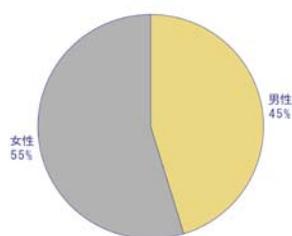


図1:性別

回答者の施設種別

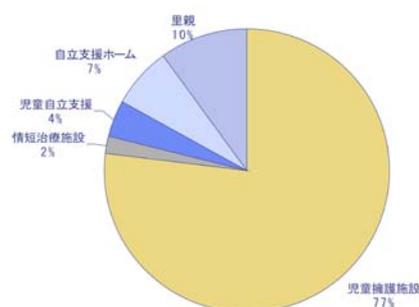


図2:施設種別

【年齢階級】

今回の調査は厚生労働省の若者支援のためのセフティーネット支援対策等事業費補助金で行ったので主に35歳までが対象となっている。

調査回答者の年齢別分布は、10代8%、20代73%、合計すると81%になっている。このことからわかるように、今回の調査に回答いただいた方々は、施設を退所してから10年以内の方が多いという結果となった。

青年期の世代の方が、里親や施設から依頼されたと言え、自由回答も含めて非常に誠実に回答を寄せているので、回答態度からも自立支援について非常に関心があることが解った。

【婚姻状況】

10代・20代の方が多いのにも関わらず、既婚者が25%を占めていた。男女比での比較では、既婚者の男性は全体の40.2%、女性は59.3%となっており、施設職員としての『経験則から』、早く家庭を持って落ち着きたいという意識があるといわれているが、今回の調査でもそのような傾向が表れていると言える。

さらに、女性の方は比較的早く結婚するケースが多いともいわれているが、今回の調査でも既婚者のうち、20代までの男性が17.2%の比率であることに対して、女性は38.2%の割合となっており、若年年齢での既婚者の割合が高い結果が出た。ちなみに男性は30代が19.1%で一番高い率を示している。

婚約や同棲者の者は全体の3.5%でしかないが、そのうちの10代から20代の男性の比率は31%なのに対して、女性は51.7%の比率で、女性のほうが若年年齢での婚姻関係を望む傾向が今回の調査結果からでも明らかになった。

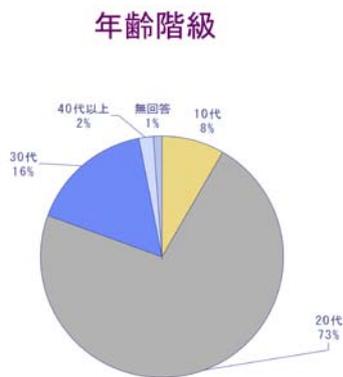


図3:年齢



図4:婚姻状況

【措置期間・措置解除時期・最終学歴】

里親や施設での在籍期間については、今回の調査では、5年以上在籍した方が全体の56%となっている。

全体に施設等の在籍期間が長い回答者が多い理由として、回答者の措置解除時期・最終学歴を見ると、高等学校卒業者が60%以上占めていること。高等学校の3年間とそれ以前に在籍していた期間を含めると在籍期間が当然ながら長くなり、措置児童の進学状況と比較しても、高等学校卒業者が多いということが今回の回答者の大きな特徴であった。

疾風怒涛の青年期でもある高校時代を里親や施設で過ごした子どもたちが多いということが今回の調査の背景として分析上の大きなポイントとしてとらえている。

長期在籍をしているものが多いということは、施設・里親との関係が長時間にわたるなかで形成され、調査依頼等に応じるという関係が構築されているとみることができ、比較的良好な関係を築いている方々であると推測できる。

調査分析はこの点をしっかり視点に持つ必要がある。いわゆる里親や施設出身者で今現在困難な状況にある対象者ではないということ。一定の安定性と関係性を里親や施設と維持をしている方々が、今回の調査対象者ということ再度確認して、今回の調査分析の結果として考えるべきである。

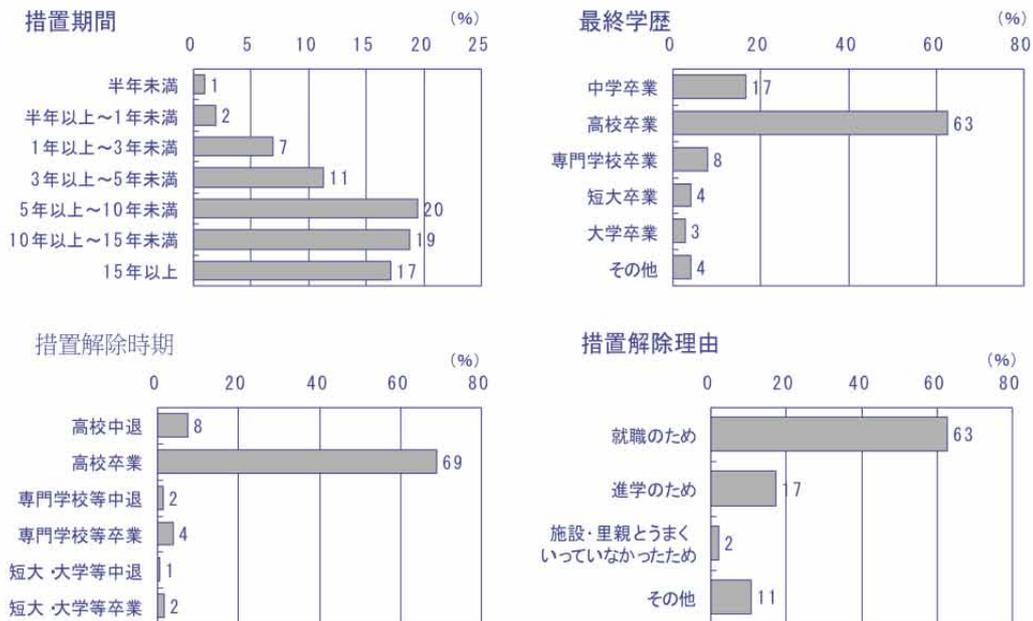


図5:措置期間、措置解除時期、最終学歴、措置解除理由

【施設職員や里親についてどのように感じていますか】

「私の話を親身になってよく聞いてくれた」87%など施設・里親に対して肯定的に評価している。このことが、里親や施設出身者全体の意識傾向を表しているとするとは限らない。即ち、今回の調査対象者は施設・里親との関係が維持をされているという条件での調査あり、積極的な回答態度からもわかるように、里親や施設との関係性が良い方々ということを経験しなければならぬ。

今回の調査対象者の特徴から分析をすると、里親や施設職員への評価が高い子どもたちほど、措置解除後も里親や施設との関係を維持していることを示していると言える。

里親や職員などへの評価が信頼関係の構築をしていくことは、今さら申し述べることではないが、里親や職員との関係性をいかに良くしていくかが措置解除後の自立支援の基盤となることは今回の調査でも示されている。

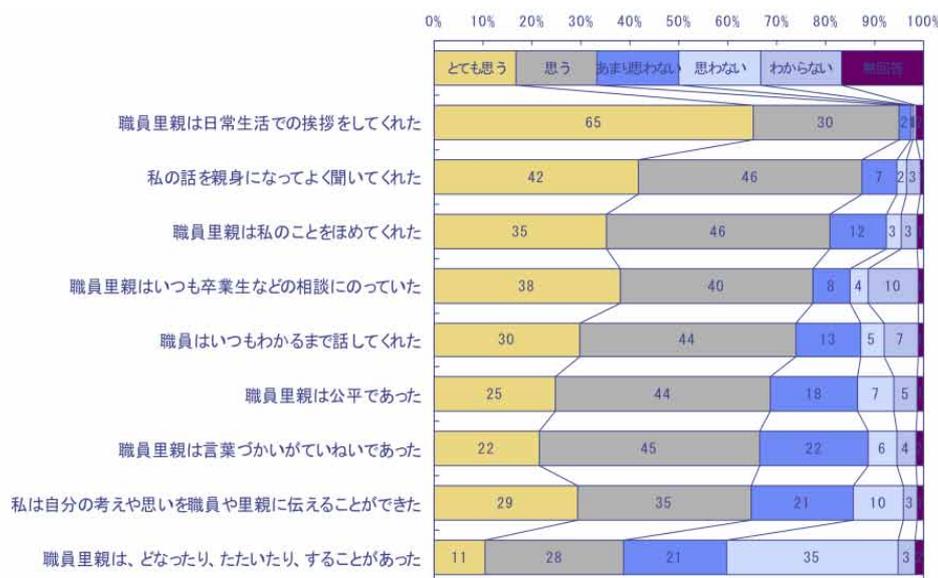


図6:施設職員や里親についてどのように感じていますか

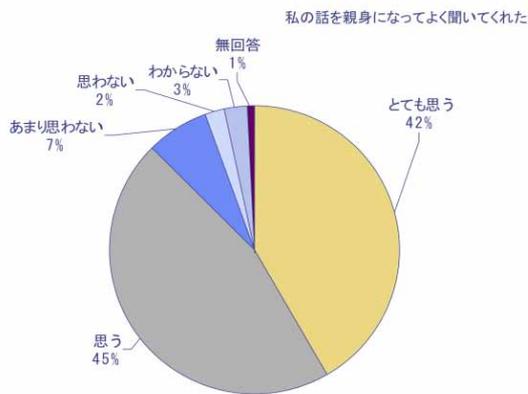


図7:話を親身になってよく聞いてくれた

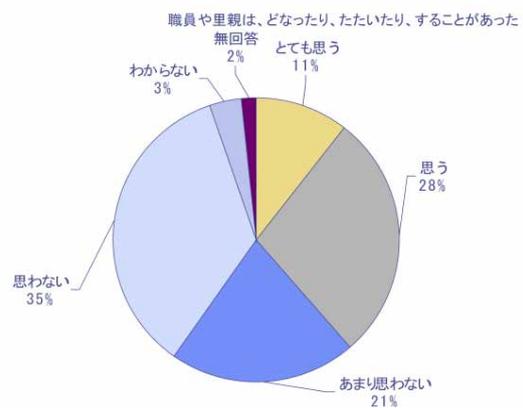


図8:怒鳴ったりたたかれたことがあった

その一方で、「職員・里親は、怒鳴ったり、叩いたりすることがあった」との設問に対して、「とも思う」・「思う」をあわせると39%と比較的高い数値を示していることは重く受け止める必要があると思う。

また、学歴別の結果を見ると、中学校卒業者や職業訓練校卒業者のほうが高等学校卒業者よりも、「思う」と強く感じている傾向が表れており、今回の調査では年齢が低く措置を解除された者の方が、どなったり、たたいたりすることがあったと答えている。若年者ほどこのような処遇には、ある意味で敏感に反応をしているととらえることができ、施設を若くして出た子どもたちがこのような感じを持っているということは、里親や職員との良好な関係性を示していることに対するの評価への対極的な評価でもある。

ただ今回の調査では、体罰という言葉を用いての質問ではないので、しっかり向き合ってくれたという意味での回答も含まれると考えることもでき、里親や施設との関係性が維持されている子どもたちが、このように感じているという事実を職員としては、重く受け止める必要があると思う。一歩間違えれば、体罰になりかねないようなことが、関係性を維持している子どもたちからも厳しい回答があるということを受けとめることが必要である。したがって、子どもたちとの信頼関係を基盤とする処遇の在り方に、これまで以上に努力する必要性がある。

【施設や里親での生活についてどのように感じていますか】

「食べることの大切さを知ることが出来た」から「安心して生活が出来た」までの80%を超える高い評価については、施設・里親の処遇の質の高さを示すとともに、施設入所前の生活との比較で評価しているのではないかと思います。

しかし、「一人暮らしに備えた準備（預金など）が十分出来た」について最も低い評価になっている。このことは、経済的面で自立支援は十分ではないことがわかり、今後の課題ではないかと思われる。

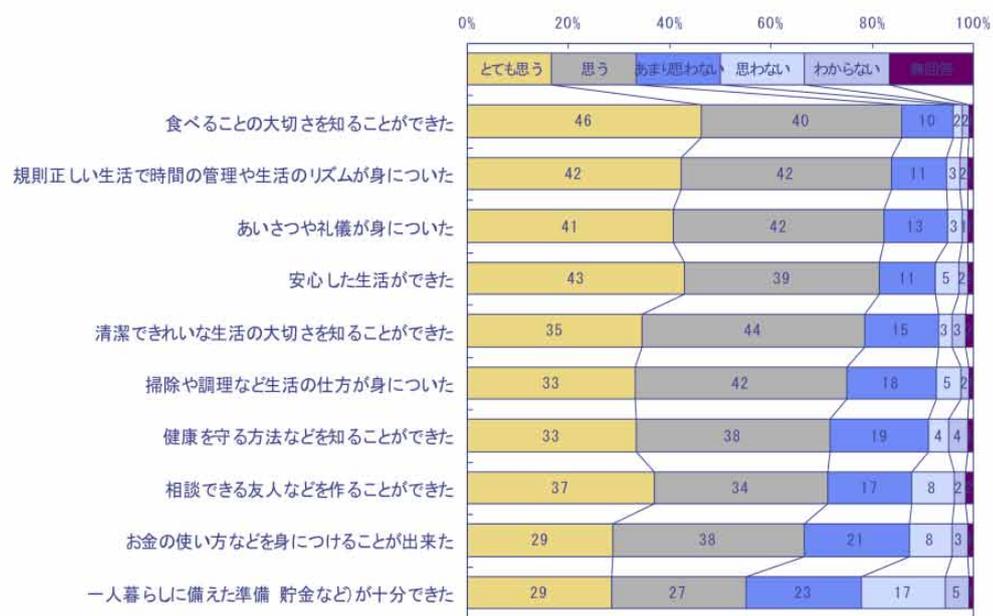


図9：施設や里親での生活についてどのように感じていますか

【社会生活を送るうえで準備が出来たと思いますか】

今回の調査結果では、「食事や掃除などの生活の仕方」など実際施設生活で体験できていることは、高い評価が示された一方で、施設処遇では体験することが少ない社会的コミュニケーションの仕方及び住宅の契約の仕方などが低い評価になっている。特に、「失業や生活資金に困窮時の相談の仕方」が最も低く34%で、離職などの緊急時に関して対応できるスキルや知識の獲得が出来ていなかったと回答をしている。

子ども若者ビジョン等が示す青年期の自立をサポートするための就労支援や相談支援などに、里親や施設出身の子どもたちは、訪ねていくことや相談をすることなどはもちろんのこと制度への知識などが十分でなくたどり着きにくいということである。青年期への社会的サービスがただでさえ十分でない中で、さらに施設出身者などが相談という支援関係にたどり着きにくい現状が見えているようである。

現在の社会情勢を考えると、いつ働く場所がなくなるかも知れない社会において、里親や施設を出た子どもたちに対しての自立支援のためのプログラムとして、セフティーネットの利用の仕方をもっと周知させるべきであろう。

日常的な生活のスキルなどのサポートは、できている結果であったが、難しい課題ではあるが、将来のリスクに対応できるスキルやコミュニケーションなどが取れるように、里親や施設の関係者は、子どもたちの先を見越した処遇プログラムをさらに工夫していく必要があると今回の調査を通じて改めて感じた。

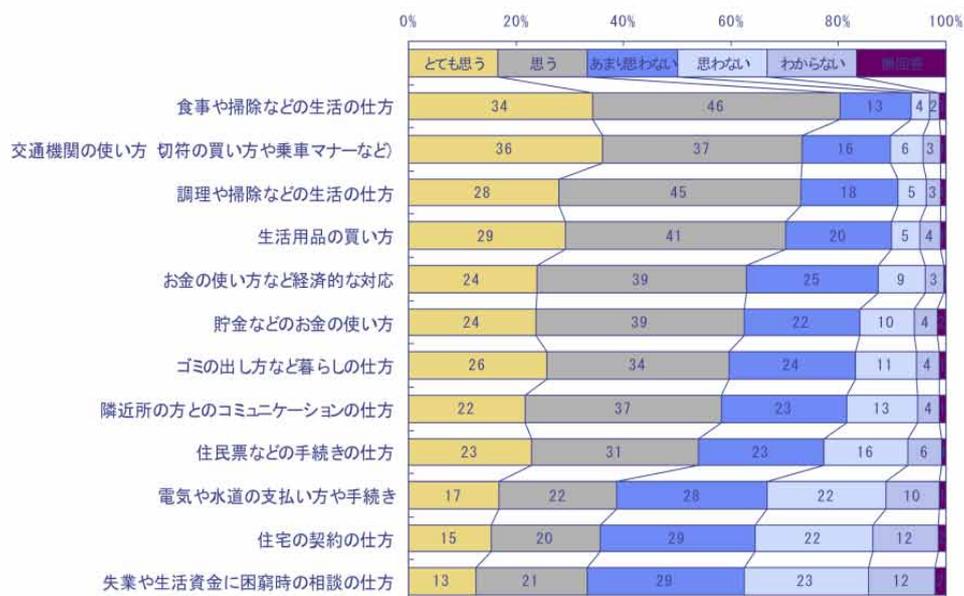


図 10:社会生活を送るうえで準備ができたと思いますか

【施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと】

先ほどの「施設や里親での生活についてどのように感じていますか」の設問の中で、「一人暮らしに備えた準備（預金など）が十分出来た」について最も低い評価になっていることに対することとして「社会生活資金のためのアルバイト」が必要だとする者が71%になっている。

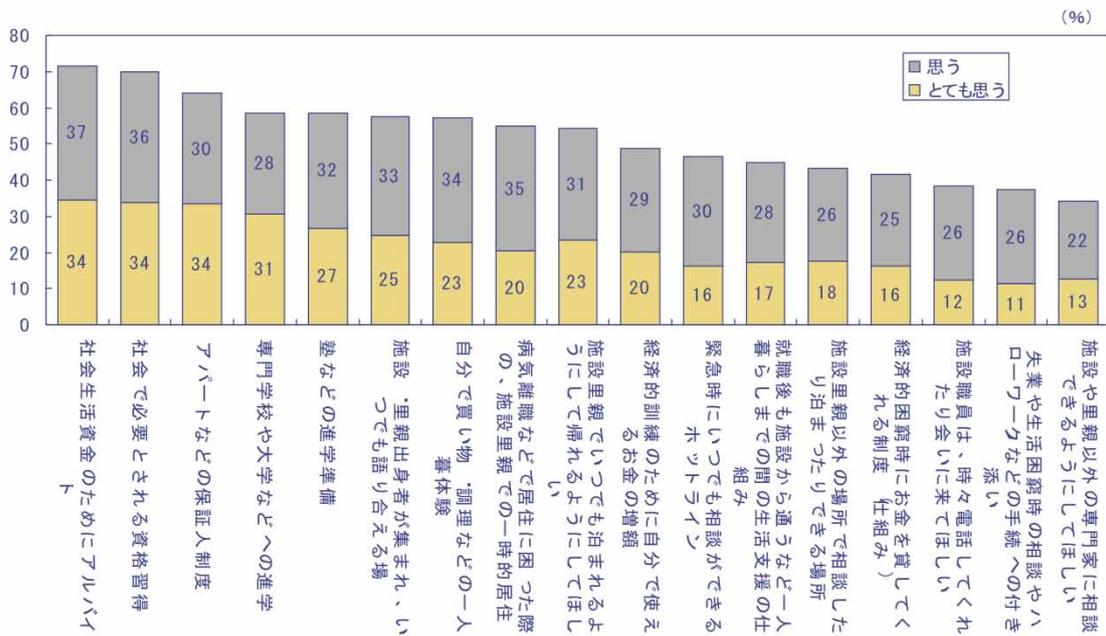


図 11:施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと

社会に出るとき、また出た後に里親や施設出身者にとっては、現在の制度で支給される就職支度金などでは必ずしも十分ではなく、経済的な困窮がかなりの率で生じたのではないかと推測できる結果となった。

その他に「社会が必要とされる資格の習得」「アパートの保証人制度」「専門学校や大学などへの進学」が高い評価になっている。

特に進学等の選択については、今回の調査では、高等学校卒業者のうち61.1%の者が進学を希望しており、専門学校以上の卒業者も67.2%で、中学校卒業者については39.9%で、学歴が高いほど進学への希望が高いこともわかった。また、塾や資格習得への希望も多くみられ、特に単身者の71.5%が希望しており、専門学校や高等学校卒業者の70%以上が希望している。

進学を希望しないとする割合は、逆に中学校卒業者では44.9%、高等学校卒業者では30.7%、専門学校以上の卒業者では23.2%となっており、進学を望ま

ない層は、学歴的には低い者ほど望まない現状も明らかになっている。

高等学校の進学率が94%を超えているわが国の2010年度の大学進学率は、50.9%である。

施設などを措置解除され大学に進学できない多くの子どもたちを抱える里親や施設出身者たちの存在を改めて突き付けられた結果でもあり、里親や施設出身者の教育格差が存在していることがわかった。

このような調査結果を受け止め、自立支援としての教育のサポートをどのように行っていくのが課題として明らかになった。

青年期の自立や人材育成という視点から考えていくと、資格などの有効性を当事者も感じており、進学への要求も高いことに応えていない社会の存在を私たちは訴え、そのような観点で青年期の自立をサポートすることが必要である。

そのように考えると、里親や施設などにおける自立支援でも、学習支援の重要性が今回調査結果からも見えてきている。高学歴ほど里親や施設との関係を維持していることなど、今回の調査対象者の特性からも見えていけると言える。

今回の調査では、高等学校卒業者の26.3%が『進学したくてもできなかった』ことを「社会に出て困ったこと」として回答をしている。経済的サポートと共に18歳以降のケアを考えるとときに大学等への進学を支える仕組みについて考えて行く必要がある。

大学等への進学において、現行の制度では、入学時の就学資金はなんとかするにしても、居住や次年度以降の学費、生活費のことを考えて進学を断念せざる得ない状況があり、資金の借りにしても制度があっても生活の安定や返済などの課題もあり、必ずしも有効に作用していないことが見えてくる。

里親や施設出身者が「社会に出て困ったこと」のなかで、一番高い比率で示されたのが、「アパートなどの保証人がいない」ことであった。

社会的に不安定な中で多くの里親や施設出身者は転職をすることが多いと言われているので、転居は大きな問題である、その際に、保証人の問題は、親族に頼れなかったり、親族に収入や後見人としての資格などが無い場合にこのような問題が生じることが多いことが、単身者の67%が望んでいることから示されている。また配偶者を有した者のうち71.6%も望んでいるので、住宅問題での保証人問題が大きいことがわかる。

また、「社会に出て困ったこと」として、「病気などの時に一時的に身を寄せるところがないこと」などでは、特に単身者の31.4%が困ったと回答をしている。

同様な傾向は、措置解除後に「一人になってさびしくつらかった」と回答しているのも単身者の比率が高く、40.3%が困ったと回答をしている。

里親や施設出身で家族など頼る相手もない中で、単身で暮らす方々の孤立感が今回の調査でも明確に示されている。

特に「職場や友人関係がうまくいなくて困った」と回答している率の高いのも単身者で、34.3%が困ったと回答をしている。

家族や頼る相手がないままに単身で社会に出た、多くの子どもたちは、社会

の中で孤立している。配偶者など家族を持つ方々は、語り合いの場を強く求める傾向にあり、単身者や親族以外と暮らす方々は、「施設や里親のところに泊まったり、帰れるようにしてほしい」と約58%、実に六割近くの方が希望をしている結果である。

また、「施設などから大学などに通えるようにしてほしい」との希望も、単身者の62.5%が希望している。

【困った時に頼った人】

1. お金に困った時では、一番相談した人では、施設・里親関係者が37%、親・兄弟・配偶者などが35%であった。

全体傾向と異なるのは、特に単身者の63%は、施設長や施設職員・里親に相談をしたと回答をしている。その一方で親族と暮らす者の76.8%が親族関係に相談をしている。この点に大きな差異がみられる結果となっている。

親族等に頼れる者がいない単身者では、里親や施設が相談相手として非常に大きなウエイトを占めている結果となっている。

2. 人間関係で困った時では、施設・里親関係者が29%、親・兄弟・配偶者などが20%、会社の同僚・上司、社会で知り合った友人が25%と比較的高い率を示している。自分が生活している身近な人に相談しているのではないかと考えられる。

特に単身者ほど困った経験があり、その相談先として70.3%が施設や里親を求めていることが示されている。

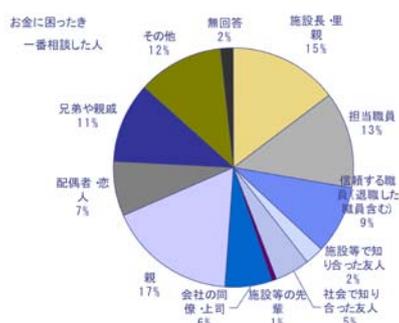


図 12: お金に困ったときに
相談した人

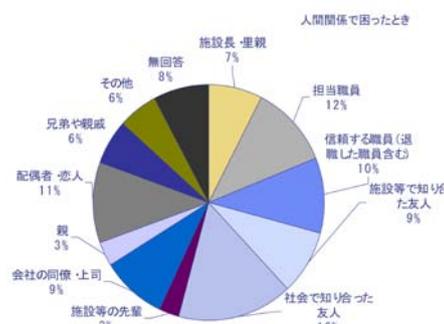


図 13: 人間関係で困ったときに
相談した人

【社会に出て困ったこと】

「アパートの保証人」について以外は、「いきなり一人になり寂しかった」「施設・里親出身者と言えなかった」「家族とうまく話が出来なかった」「自分の気持ちを話せる人がいない」「職場や友人関係」「相談できる相手が身近にいない」など悩みや思いを相談すること、自分をさらけ出して話せる人がいないことなど心の問題やコミュニケーションをうまく図れないことを示した項目が多い。このことは、自立支援施策への大きな課題である。

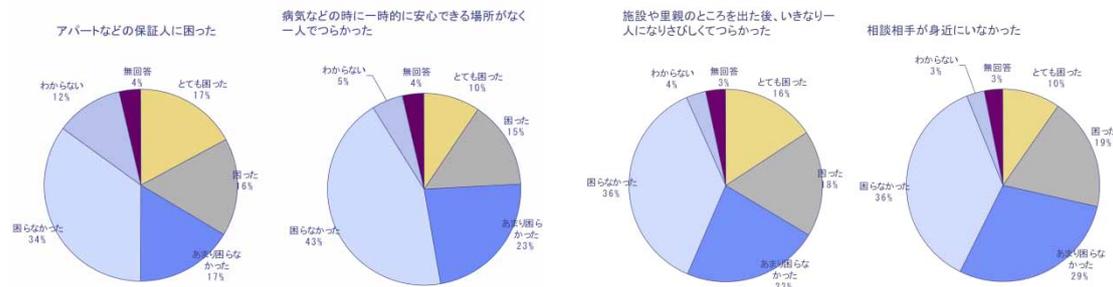
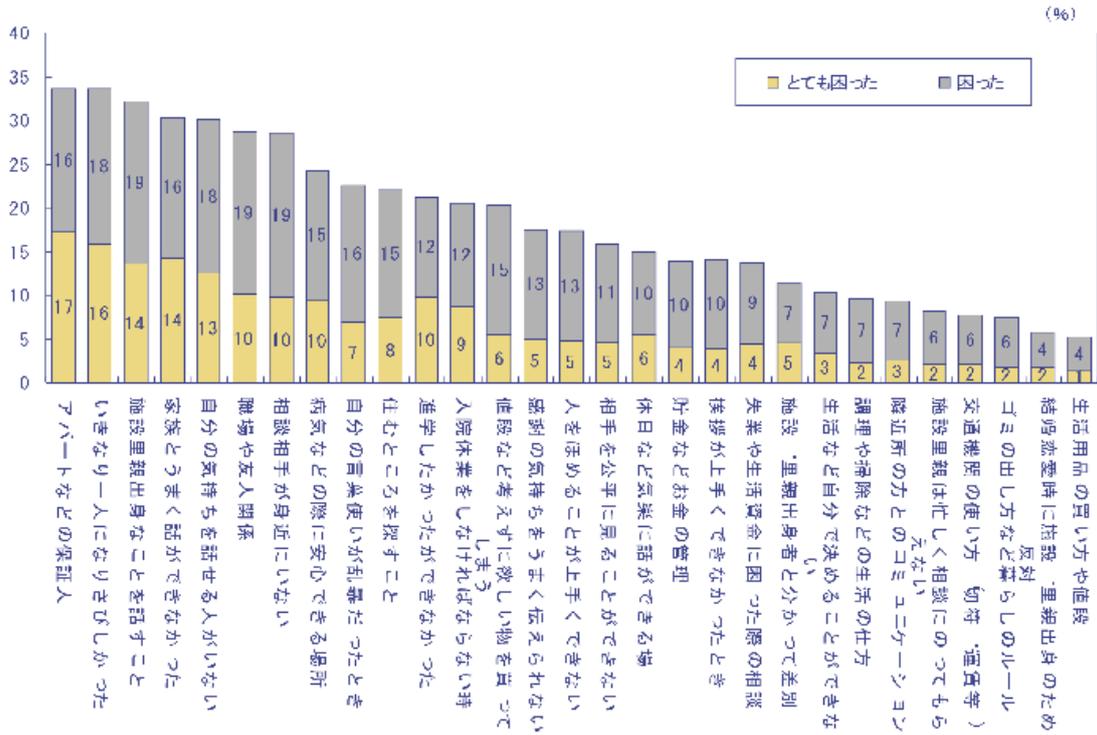


図 14: 社会に出て困ったこと

特に、施設・里親との関係を肯定している人と余り良く思っていない人との比較においては、図15で示すように「施設職員や里親が親身になって話を聞いてくれたと思わない」出身者に「相談できる相手が身近にいない」などの比率が高いことが示されている。又「公平であったかどうか」「自分の考えや思いを伝えられたと思うか」「安心した生活が出来たと思うか」など他の項目でクロス集計した結果でも同様の傾向がでている。

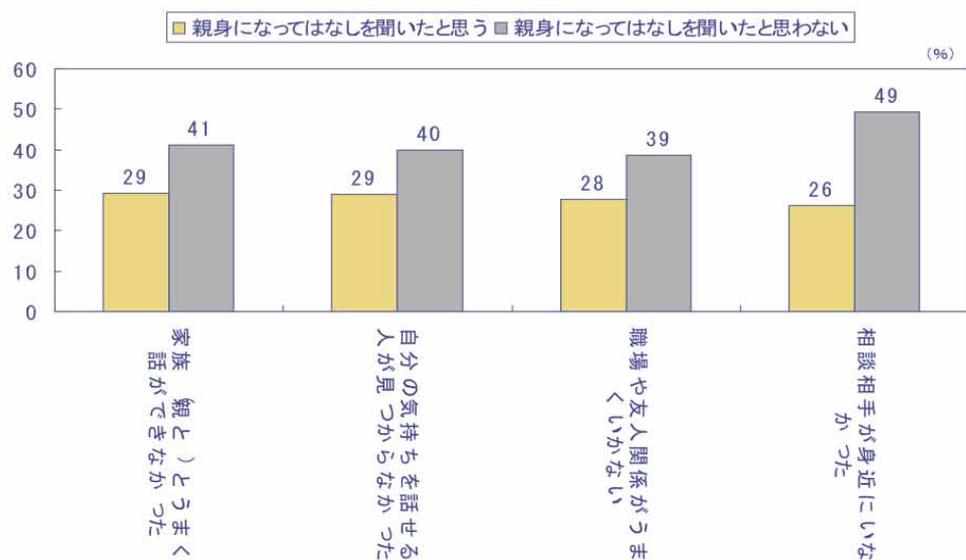


図 15:親身になって話を聞いてくれたかどうかによる、困ったこと

【措置解除後の施設とのかかわり及び自立支援のあり方について】

1. 一番多いのが、保証人になってくれるような制度が欲しい 64%
 2. 専門学校や大学などへ通えるようにして欲しい 58%
 3. 施設・里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場が欲しい 57%
 4. 病気や離職などで住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにして欲しい 56%
 5. 施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにして欲しい 55%
- 以上の5項目が要望としては高く示されている。

措置解除後の施設とのかかわりへの要求

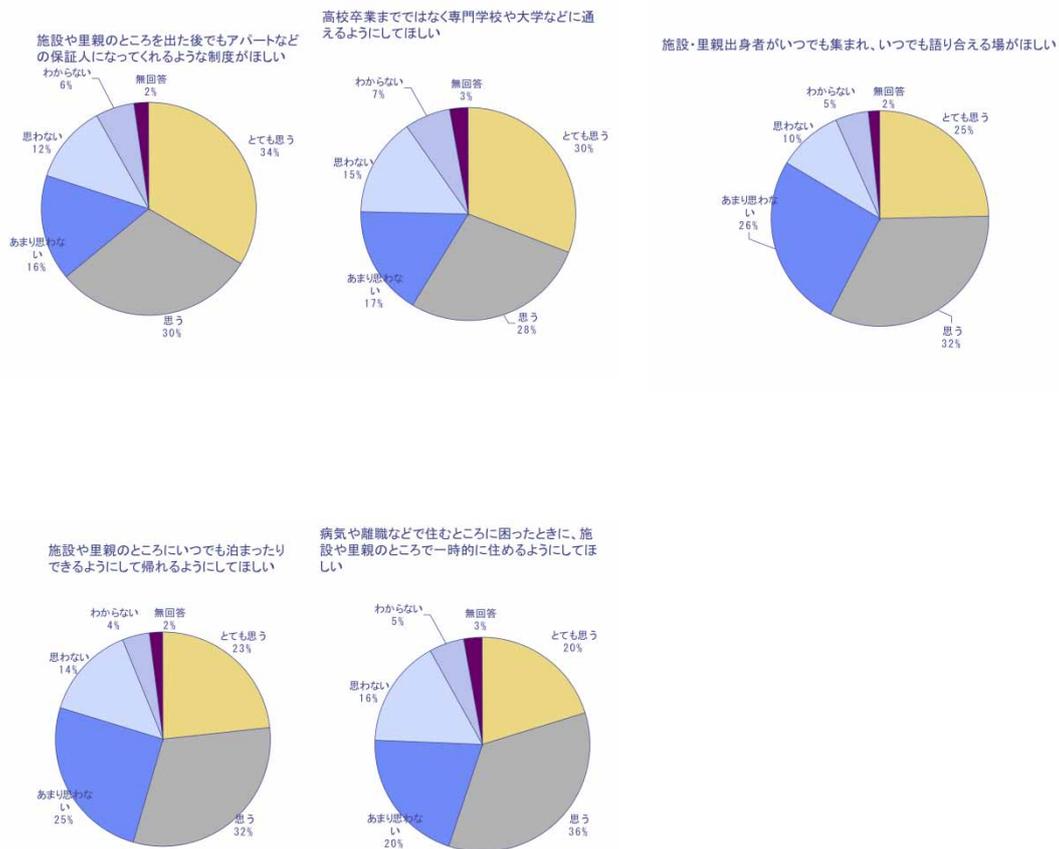


図 16:措置解除後の要求

1の「保証人になってくれるような制度が欲しい」、2の「専門学校や大学などへ通えるようにしてほしい」については、実際に社会生活をした中で、不利益な経験をしたことがこのように高い数値が示されたと考えられる。

3の「施設・里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場が欲しい」は、自分をさらけ出して話せる場を求めているのではないかと考えられる。

4の「病気や離職などで住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにしてほしい」、5の「施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにしてほしい」は、施設・里親は実家としての機能を備えて欲しいということ強く望んでいるのではないかと考えられる。

里親・施設との関係がよく、又社会的にある程度安定している方々の調査であるにもかかわらず、自立支援に対するあり方について、多くの要望が高い率を示している。このことは、社会的養護施設等の出身者が社会生活をする中で、社会的に不利益になる多くの課題を抱えて必死に生きていることが、示されていると思われる。

他の項目としては図17のようになっている。

措置解除後の施設とのかかわりへの要求

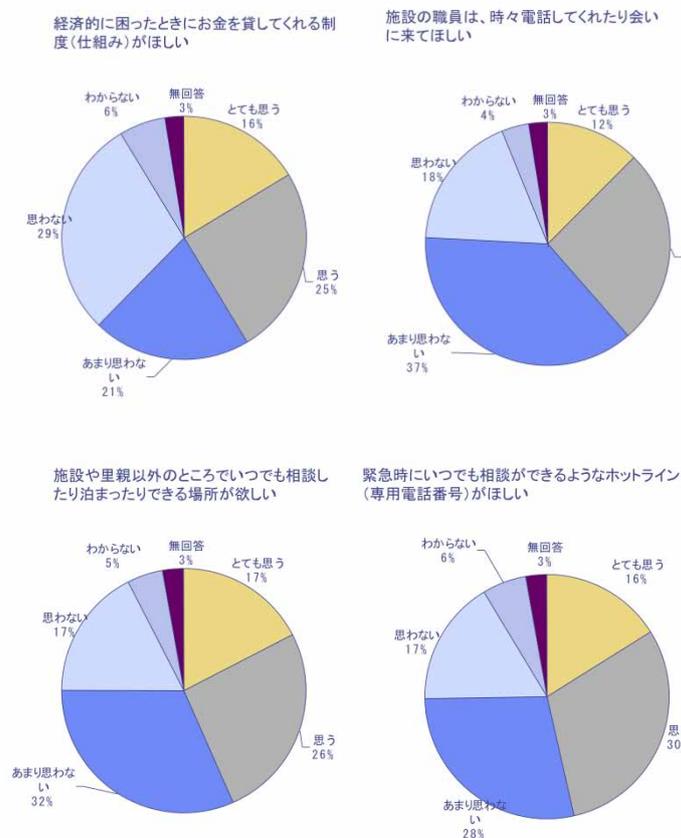


図 17:その他の要求

まとめ（考えられる支援の提言）

今回の調査結果を見ると、図18に示すように、社会的養護施設の退所後のリスクとしての主なものは、無条件で頼れる人がいない（保証人がいない。即ち親族などとの関係が良くない）、学歴のハンデがある及びコミュニケーションがうまく図れない。であると思われる。

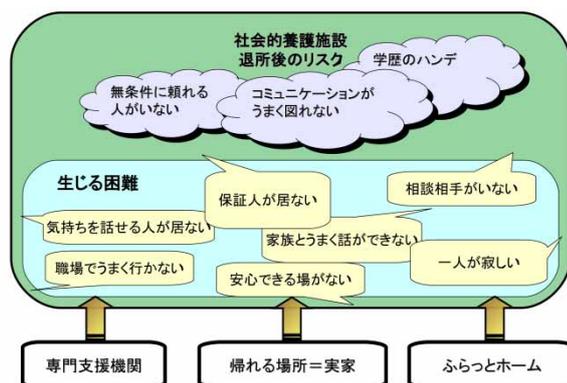


図 18:

第一は、退所後も施設や里親が受け入れる場所として多くの出身者が望んでいるので、施設や里親への財政的援助が必要だと思う。例えば、グループホーム的な受け入れ場所と人員配置。（退職した職員を非常勤で活用することも考えられる）

第二は、施設・里親から離れて生活している人に対して、又、出身施設へ行くことをためらっている人のために、気軽に集まれ、語り合え、相談できるフラットホーム的な居場所の提供。例えば、各県に最低1箇所、電話でも相談できるホットラインを備えた気軽に立ち寄れる居場所づくり。（現在各都道府県で立ち上がっている当事者団体（NPO法人）などへの財政的支援）

第三は、就労支援や心のケアをする専門家が関わる相談事業。例えば、東京の自立援助ホームあすなる荘の（ゆずりは）や「よこはま若者サポートステーション」が行っている就労・生活のことについて相談できる人（ユースアドバイザー）の配置、弁護士などと連携をとり金銭的トラブルを解決していくこと。それに加えて出来れば臨床心理士を配置して心のケアをしていくことである。更に、障害者関係の施設で実施している通勤寮の活用である。

上記の三点を行っていくうえで、制度上の限界として児童福祉法がある。すなわち日本では 児童福祉法の保護対象として原則的に18歳までのケアしか考え

ていないことが障壁となる。したがって、当面は横浜などが行っている子ども・若者育成支援推進法を根拠に実施している若者支援との連携も必要である。

尚、諸外国の現状を見ると、韓国でのチャイルドスポンサーや、オランダ・イギリスでは、退所後数年は、心のケアを専門家が行っているといわれている。

日本にも、こういった継続的な自立支援が最低でも25歳までは必要だと思っている。

付録

個人票自由記述回答抜粋

施設にいる間のサポートや制度に対する要望	
	<p>サポートしすぎるとお金のありがたみがわからなくなると共に、「時間」や「お金」の使い方の自立が難しくなると思います。新たな支援に取り組むなら同時にそれをする事で起こりうる問題も考えなければならぬと思いました。‘全ては本人のやる気次第’施設を出て6年経ちますが、そう感じています。一言に「やる気」と言っても、子供は環境で人柄や性格が全然違うと思います。又、施設を出るまでに関わった人も大きく影響を与えます。いろんな施設、里親がありますが、そこで働く職員にはいい人材の採用、育成、里親に関しては本当にこの里親で大丈夫か？の見極めが大切だと思われまます。その人達と多く多く、話す、関わる、遊ぶ、叱られる、褒められることで、自立する為の精神的なサポートが必要だと思います。自立とは？と考えることがあります、自分は「自立しています」とは言い切れません。 (男性/20代)</p>
	<p>施設を卒園する前に、一人暮らし体験みたいなのをしてから、一人暮らししないと全く生活の仕方が分からず大変困ると思うので、施設のサポートつきでそういった体験を出来るようにしてほしい。(女性/10代)</p>
	<p>お金に関する管理の仕方が分からないことばかりだったので、(保険の手続き、貯金や引き出しなど)自立する前にできるだけ教えておくほうがいい。(女性/20代)</p>
	<p>施設不適應ということで、外に出されて、つらかったですが、他の施設職員が支援してくれて、私の今日があります。サービスを選択できるようにして下さい。(女性/20代)</p>
	<p>高校の時は、学校が許可しないとバイトをする事ができない。(施設を出たときの援助がないから)バイト、もしくは施設を出た後の援助金が出て欲しかった。(親がいない場合などで)(女性/20代)</p>
	<p>親に、私は未だに“甘える”ことができません。施設に入る前までに家であったこと(当時はそれがDVだとは思ってなかったんです)を、分かる年齢になった今、親が怖いのです。知らぬが仏とはいえども大学休学してまで学費かせいだりしなければならなかったり、世の中が理不尽すぎると思うこともあった。分かっていたら、おこづかいをもらっていた施設にいたころから、自分のための貯蓄がしたかった。お金をコツコツためられる制度(困ったときのため用)や、心のケアをもっとしたほうが良いと思う。 (女性/20代)</p>
	<p>・他人だけど、自分の子にしつける様にした方がいい！！・今のままじゃ社会に出てやっていけないと思う。(甘やかしすぎ)(女性/20代)</p>
	<p>社会人として働き始めた頃、年金や市税、保険等国や市で定められているもので手続きの仕方など自分は親が居たから聞けたけど施設から出る前にそのような手続きの方法とか納めなきゃいけないこととかを事前に教えてもらえたら社会に出たときに困らないと思います。(女性/20代)</p>

<p>少規模施設での、一般家庭と同じような生活を送れるようにして、生活面でのスキルアップをサポートしていただけたら、施設を出た後に困り事が少なくなくて済むと思います。(女性/20代)</p>
<p>進学や資格取得サポートに対する要望</p>
<p>進学の為の奨学金制度を充実させていただきたいです。(男性/20代)</p>
<p>現在はアパートなどの保証人など制度があるので、問題ない。夜間大学へ進学しバイトしながら通ったが、資格取得の為、実習などで、収入がなく困った時期もあった。進学時のサポートがあまりないので貸付制度などの充実を図ってほしい。また、保険のこと、契約、税金、年金など、自分で調べていくことが多かったので、そういった身近なことでも気軽に聞ける、サポートコールセンターなどあればと思います。現在は、施設職員として子どもたちの支援をしています。またアンケート結果を送っていただければと思います。(男性/30代)</p>
<p>大学進学時の資金の支援の幅を広げてほしい。施設出身者が集まれる場所や機会を設けてほしい。(女性/20代)</p>
<p>親がいるならなるべく施設にサポートしてもらわないほうがいいと思う。金銭面はとくに！今は資格はぜったい必要なのでサポートいると思います。パソコンとか使えないと話しにならないとか言われますしね。車の運転免許もそうですね。4月生の人なら早くから出来るし・卒園してからだとね、就職して車の免許必要になったりとか一自由に資格とれるようになればいいですね。高校卒業してすぐ卒園ではなく半年後とかならよかったのに。新しい生活になじむのに不安だったりとかするわけですよー。 (女性/30代)</p>
<p>退所後の相談やサポートに対する要望</p>
<p>体験によるものですが、施設を出た人は、自分から相談をする為のエネルギーを持っていません。辛い時こそ、相談できなくなってしまうのです。そんな時、職員の方から連絡をもらえると、やっと相談する事ができます。時々でも、連絡をもらえれば、辛い時、助けになります。(男性/20代)</p>
<p>社会に出てのお金のシステムが解からないので定期時に勉強会などをしてほしいと思う。病院、生活用品、水道、ガス、など…知らない事だらけではずかしいと思います。(男性/20代)</p>
<p>人としての思いやりや、優しささえあれば、後は社会に出て学ぶ事だと思う。個人的な考えだけど、お世話になった職員さんにはなるべく心配をかけたくない。「元気でやってるか?」「頑張れよ」の一言が自分にとっては最大のサポート。(男性/20代)</p>
<p>住居の保証人については保証会社の取扱いが増えて金額を上乗せすることで賃貸契約が、可能だが、同居親族以外の人を緊急連絡先として書類に記載する必要があり、それが困った。冠婚葬祭の経験が皆無なので初めての時にとまどった。社会に出た子どもたちの身元引受人としての役割を成人後も施設は担うべきだと思いますか？頼れる所は他にない。 (男性/30代)</p>
<p>一般社会、地域との交流の場を数多く使って欲しい (男性/30代)</p>
<p>施設で辛かった事など多々ありましたが当事の職員に恵まれて今は生活も安定し幸せな日々を送っています。他では学べない体験をし、厳しい社会でも負けない強さ、知識を得る事が出来ました。今では感識の気持ちでいっぱいです。(男性/30代)</p>

ごはんを食べられるところあったらいいな。(女性/10代)
教育的な面での意見となりますが、体の仕組みや性に関するちょっとした話など、もっと気軽にできるようサポートして頂けたら、と思います。学校では教えてくれない性の知識を子供達に与えてあげることで、私達のような子供達が一人でも減るようにと考えて頂ければ幸いです。(女性/20代)
施設に入所する前の生活がめちゃくちゃ(ごはんが食べられない状況)だったので十分です。今のままでも恵まれています。(女性/20代)
職員にとっては「仕事」です。例えば、卒園した私が職員の方に相談したら、仕事外のことになるのでその方にとって負担になるのではと不安になります。もっと気軽に相談出来るような仲になりたかったな…。提案とゆうよりは想いですかね。ありがとうございます。(女性/20代)
里親宅に委託された後も、メールやケータイでいつでも担当の先生やカウンセラーの人と連絡がとれるようにしてほしかった。里親には言えない悩みがたまり辛かった時期が沢山あったため。(女性/20代)
自分が社会に出て思った事は、施設にいたからかは分かりませんが、就職にしろ進学にしろ、視野が狭かった気がします。もっといろいろな事にチャレンジして将来の幅が広く見られるような環境があると、親がいないハンデをかかえず大きくなれる事もあるんじゃないかと思いました。でもそれにはお金やら労力がたくさんかかってしまいますが、子供には、もっと夢をもたせてほしいと思います。将来後悔して苦しまないようにするためにも考えていただけるとうれしいです。視野を広げるのも職員さんも色々な事を学んでもらうのも手かと。(女性/20代)
私自身里子として育てられました。ふつうの家庭でもあるような生活が良かったと思います。里親・里子ではなくどういう環境でも「ふつう」が望ましいと思います。小なくても私自身は幸せでした。このような体験は他では出来なかったと思います。(女性/30代)
卒園しても気楽に帰れる様にしてほしい。(女性/20代)
今は施設出身でよかったと思います。感謝しています(だいぶ問題児やったけど)。今は看護師として働き主人と子供も2人いて毎日、大変だけど充実しています。みんなが安心して生活出来る様サポートして欲しいですね。(女性/30代)
お金や食生活に対する執着心がなくて困った。1ヶ月のお金の使い方や何を作って食べればいいのかすごく困り最初ずっと弁当で月の後半はお金がなくてとほうにくれて毎日100円のおかしでくらしした。(女性/30代)
出たあとも気にかけているよ、と伝える事が必要。出たあとのサポートがあれば、足をふみはずせる事なく社会にとけこめると思う。あともう1つ。ささいな事でもよくほめてほしい。これは施設にいる子にですが…。私はほめてほしい時にほめてもらえなかったから。(女性/30代)
両親もしくわその家族のお墓などを調べるor教えて欲しいと思う。人生を歩むのに1番大切な場所だと結婚してから気付きました。(自分ではなかなか調べにくい。)&(知っているのであれば話してほしかった。)(女性/30代)
一度きずついた心は修復するのに長い年月が必要な為そうならないようサポート(相談しやすい環境)をつくってほしいです!!(女性/30代)

<p>施設に入所していると社会に出た時、はじばっかりかきました。現在、支援員をしています。施設でサポートする事は、かぎられている事も十分、わかります。どうゆう所で困ったか、ぐたい的に聞かれ、さんこうにしない限り、かいぜんは無理です。また私のように社会に出たら、みじめな思いをしますよ。今、職員の立場となり、つくづく感じております。(女性/40代)</p>
<p>その他の要望</p>
<p>養護施設等と里親家庭での生活をしましたが、やはり里親家庭での生活が良くて同じ里親の所に帰って来ました。子どもが育つのは、里親家庭の方が、生活面などいろんな意味で細かいところまで教えてもらえるので良かったと思います。いつでも帰る家があるのもうれしいです。もうすぐ23才になりますが、実子のようにしてもらっています。養護施設で育ち夏休みなどにショートステイで養護施設に帰らないで里親の家に来たり電話がよくくるみたいです。できれば子どもは、里親にお願いしてほしいです。(女性/20代)</p>
<p>感謝</p>
<p>施設生活は、自分にとって、その時は実感する事が出来なかった「感謝の気持ち」の大切さを社会に出た時改めて感じました。卒業生が皆、口をそろえて言っていたのを覚えています。そんなに気にはしていませんでしたが、少なからず僕自身は、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。(男性/20代)</p>
<p>自分の場合は、児童自立支援施設出身ですが、退園した今でも当時の寮の先生と連絡とってとても心強いです。(男性/30代)</p>
<p>私がいた施設は、あとから思うと、とても良かったと思います。今でも親のような気持ちで気にしてくれ、本当にいろいろなことでたすけてもらい感謝しています。(女性/30代)</p>

施設等よりの自立支援に関する自由回答抜粋

施設種別	Q5. 施設（里親）後の子どもの自立支援にかかわる施設（里親）のあり方や課題など
児童養護施設	山形には22年4月より自立サポート相談員が設置されています。当初より短期の事業になっているのですが、続けていくべき事業だと考えられます。そして全国でもぜひ相談員を設置する事を望み、交流の輪を広げ、退所後も全国につながりがあるということは心強いのではなかと思うのでぜひ皆でがんばりたい。
児童養護施設	自立援助ホーム、寮、下宿、GH（20歳あるいは大学生まで利用可能）などの早急な対応をお願いしたい。
児童自立支援	当所では、退所が近くなると個別にリービングケア、退所後は児童相談所と連携しながらおおむね6ヶ月のアフターケアを行っている。就職して退所する児童に対しては自活訓練などの特別メニューを実施することもあるが、近年はほとんどの児童が高校進学するので行われていない。アフターケアについては、規定の期間が過ぎると公式には行われず、本人が施設に来たり、電話してきたりしたときにのみ対応。職員が個人的に相談や連絡を受けているのが実情。業務の中心はやはり現在在籍している児童の指導であり、現員のままでアフターケアを充実させていくのは難しいと思われる。また、事後指導専門の職員を配置しても、人事異動等で人が変わると継続性がなくなってしまうという問題がある。結局、長い間繋がっていきけるのは、個人的に当時の職員が付き合っていく他は現状では考えにくい。
児童養護施設	(退所時に送り出した担当職員がその子供のアフターケアを請け負うこととしているが、)職員の入替わり(退職)により、親身になれる職員が固定化、集中化してしまうこと。その職員は現場でも必要。また、退職した職員もプライベートで続けて負担となっている現状。退所児の金銭トラブルや保証人の問題。卒園生同士の足の引っ張り合い。定期的も難しく、勤務時間を割くことも困難。理想ですが、施設全体で故郷として気軽に立ち寄れる拠り所になれるといいと思います。
児童養護施設	ほんとうに必要だと思いますが、自立できない子供のたまり場になりかねませんし、横のつながりが強くなり、自立できても足の引っ張り合いが心配です。
児童養護施設	出身の施設を母体として様々なサービスが受けられるような団体とつながりがあればと思います。
児童養護施設	アフターケア担当職員を配置できればベターだが、現実的にはその人的余裕がない。一番大切なのは卒園後にいつでも相談したり戻ってきて顔を見せたりできる人間関係、信頼関係を施設にいる間につくることだと思っている。
児童養護施設	退所後3年位は（アフターケア加算とは別に）システムとしてもっとかわられる体制が作られればと思います。
児童養護施設	本人からの電話相談、メールでの対応、来園時の対話等。成人式を迎えた児童には個人的にお祝いを包み祝っている。結婚の相談、退所後知りたいのは本人のルーツのこと等。転職も含む。

児童養護施設	家庭で育った子供でもなかなか自立出来ずフリーターやニートになっている時代に施設でも力を入れ自立支援に向けてケアしているが、虐待などで傷ついた子供達のベースともなる愛着関係が成立しないまま積み残された課題をクリアするのに時間がかかりなかなか自立が追いつかないのが現状である。又、アフターケアにかかわりを持つことが、難しい状況である。自立の意味を根本的に問い直す必要があるかと思われる。
児童養護施設	児童福祉法の改正で、アフターケアについても施設職員の業務として位置づけられましたが、入所児童の対応に追われ、充分に行えていないのが現状です。また、組織としても体制化が成されておらず、個人の力量を判断に任せがちで徹底できていないと思われます。
児童養護施設	子供達の所在の確認の必要性。卒園生が集まれるイベント、同期会のような企画、立案（あくまで卒園生が主体となった活動）。再就職をはじめとする外部機関との連携の必要性。気軽に施設に立ち寄れる設備、受入体制の整備・充実。
児童自立支援	援助ホームの施設が少なく、機能されていない。認知されていないと感じる。
里親	自立後帰る所が無いので、我が家に帰って来ていますが、大学生は夏休みが長くその間子供は休み中我が家にいたいと思っているようだが遠慮があり、2～3週間で学生寮に帰って行きます。何か安心して長い休みの間の生活費を国の支援があれば子供も遠慮なく我が家にいる事が出来ると思います。
児童養護施設	在園児童の対応に日々追われており、卒園児童に関わっていない状況。卒園児童をなんとかしてやりたいという気持ちはあるのだが、なかなか難しい。
児童養護施設	子供の成長過程の中で幼児期どのように育ったか振り返りが必要な時は退園後いつでも協力しています。退職した職員へも連絡が取れる様にしています。
児童養護施設	ふらっと施設に立ち寄ってくれたりするとホッとします。施設からは定期に「ふるさと便り」や宅配で季節の物を送り届けたりして励ましています。施設に来たとき退所生用の居住空間や設備の無いのが不自由です。
児童養護施設	各ケースのニーズによって担当棟の職員が中心となって行っている。地域とか年齢とかの制限は設けていないが、施設で対応出来るか検討して支援している。
児童養護施設	自立した後、定期的集まれる行事があるが、参加する子としない子に分かれる。担当した職員が何年か後に退職することも原因の一つだろう。施設にいる間から、自立して必要なスキル（衣食住）や就労は意識して指導できるが、新しい人間関係の中でのふるまい方や困った時のSOSの出し方など、まだまだ個別に必要な支援がある。自立援助ホームや施設など個別につながっておく必要も感じている。
児童自立支援	アフターケアについて今よりも見相と協力して強化していく必要を感じる。リービングケアにて生活に実際に役に立つ知識を教える必要を感じる。自立援助ホームや高校生が利用できるグループホームが増えていくことを望む。

里親	就職やアパート入居の保証人になっています。また、時間のある時、お盆休み、お正月には帰るように話していますし帰ってきます。生活や社会の中で分からない事、都合の悪いことなどがあつた場合は相談に来ます。三日里親で来ていた子ども施設から自立後も相談に来る子ども何人もいますので、御世話させていただいております。保証など公立的な自立援助が必要だと思います。
児童養護施設	どこまでが支援が必要なのかと思います。18歳で卒院させて20歳までは施設より積極的に連絡をとるようにしています。しかし、知っている職員がいなくなると連絡がとりづらくなることは正直あります。そうすると、特定職員も必要なのかと思います。
児童養護施設	一般家庭のように、自立後も施設で見てあげたいが、現実には入所中の児童へのケアで手一杯です。なるべく、職員で分担はしていますが、施設では無理でも、近隣の施設でアフターケアの場を作れたら、今より充実したものになるかと思います。
児童養護施設	日常処遇そのものが自立支援につながるよう日々実践をしていますが、虐待児童の入所がほとんどで安全・安心と共に愛着関係、人間関係作りに現場は働きまわっているのが現状である。又、保護者対応に力をいれ、親子関係調整に尽力している。自立支援はスキルのみでなく、子供と保護者をベース（血縁関係）に成り立つ中で精神的自立が養われ、意欲・評価の繰り返しで次のステップにいけるが、現状の保護者のレベルと職員の手の無い中でも必死で対応しています。
児童養護施設	18歳（自立時）では到底、自立（自律）できる事は稀であり。20歳、30歳になっても援助を必要としている子がいる事は事実である。限られた職員定数の中で、結局はマンパワーに頼らざるを得ない。
児童養護施設	以前に比べれば、いろいろな制度が利用出来るようになり助かっています。しかし進学ハードルはまだ高いです。いろいろな資格取得にもっと援助して頂ける制度があれば、離職率も下がるように思います。
児童養護施設	それぞれ可能な限り高学歴を身につけられる様支援し自立をしているが、皆落ち着いた生活を送れている（大学進学が7割以上）。社会の中で自信をもって生活していくことが、又、他人を信じられることが、一番大切な自立と考えています。
児童養護施設	施設で卒園生が来れる行事（成人式）などを行なっています。退職した職員にも参加を呼びかけています。20歳を過ぎた保証人システムについて困ることも多いですね。
児童養護施設	施設の規模や形態によって施設での取り組みに差が出ていると思う。施設を出てからの厳しい社会で生きていくための素直な気持を育て、自信が持てる子供に育てたいと思いますし、施設がよりどころである存在であることも必要だと思います。
	施設は個別対応の必要性が求められる折、それに伴い職員の勤務体制が厳しくなってきます。子供と長く関わっていく為にも職員の長期雇用が大切になると思いますが、家庭を持った職員にはとても厳しい現実があると思う。いつも言われる職員の配置基準の見直し。

～ 要保護児童の社会的自立に関する実態調査 ～

協力

全国児童養護施設協議会
全国自立援助ホーム協議会
全国児童自立支援施設協議会
公益財団法人全国里親会
社会的養護の当事者グループ全国ネットワークこどもっと
特定非営利活動法人こどもサポートネットあいち
社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい

専門委員

【専門委員（敬称略）】

児童養護施設

専門委員長 武藤素明（児童養護施設 二葉学園施設長）
専門委員 土田秀行（錦華学院 施設長）
専門委員 清水真一（社会的養護の当事者グループ
全国ネットワークこどもっと代表）

情緒障害児短期治療施設

専門委員 高田治（横浜いずみ学園 園長）

児童自立支援施設

専門委員 相澤仁（国立武蔵野学院 院長）

母子生活支援施設

専門委員 渋谷行成（新宿区社会福祉事業団新宿区立かしわヴィレッジ
施設長）

自立援助ホーム

専門委員 星俊彦（自立援助ホーム星の家 ホーム長）

里親（ファミリーホーム）

専門委員 青葉紘宇（特定非営利活動法人東京養育家庭の会 理事長）

【アドバイザー（敬称略）】

アドバイザー 井上仁（日本大学文理学部社会福祉コース教授）

※ 所属及び役職名は2012年3月30日時点のものです。

特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム

第8回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

H27.4.20

あきやま子どもクリニック

秋山千枝子

東京都の専門強化型の施設

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/jido_24nd/senmon25/senmonbukai.files/25data6.pdf

平成20年児童福祉審議会提言

- ①家庭的養育環境
- ②虐待を受けた子どもへの治療的ケア体制
- ③親への支援
- ④ケアニーズに対応した人材育成

専門スタッフ

非常勤医師：小児精神科、児童精神科、小児科、精神科

治療指導担当職員：作業療法士、言語聴覚士、心理士等

役割：①職員への事例研修、ケースカンファレンス

②子どもへの面接、心理ケア

③児童指導員等職員へのケア技術等に関する助言・指導

④生活場面での児童の状況観察及び児童指導員等職員への
コンサルテーション

⑤心理治療プログラム等の検討・実施

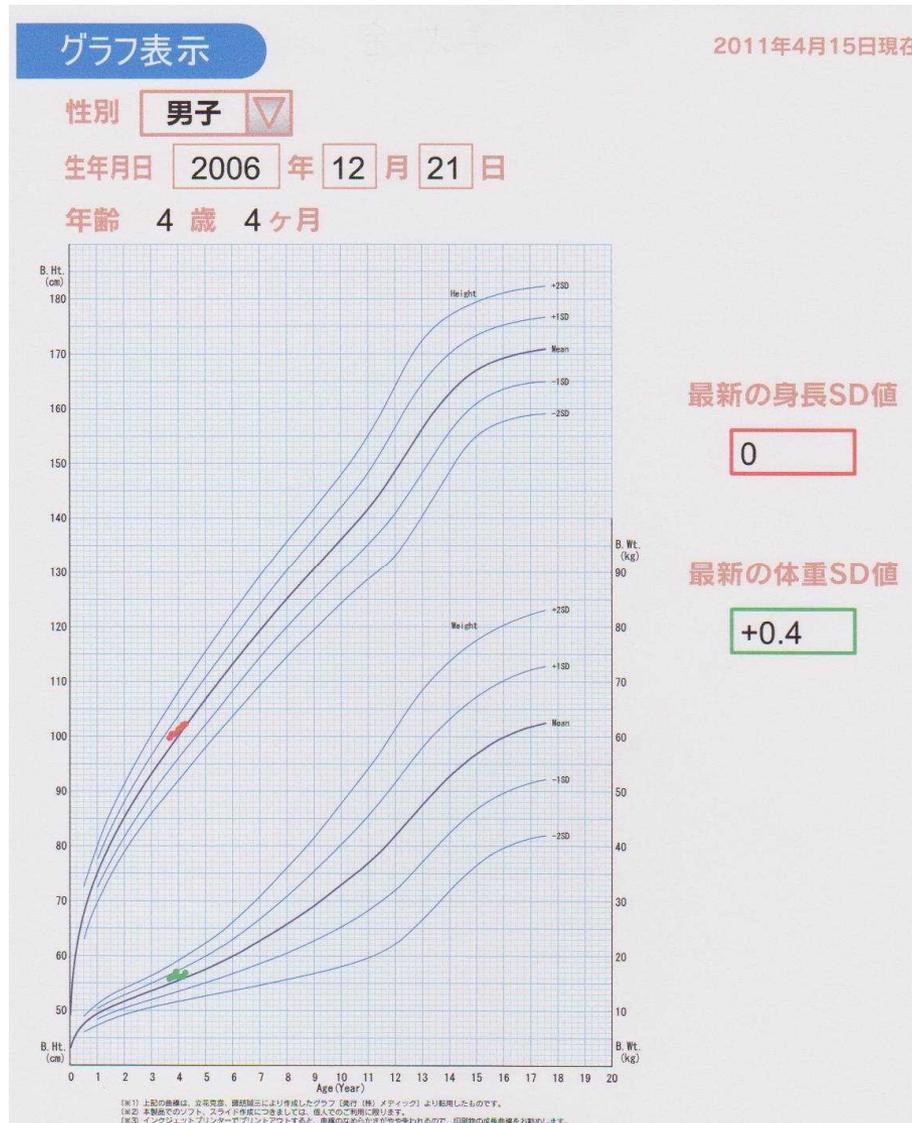
⑥施設内の治療的環境づくり 等

成長曲線

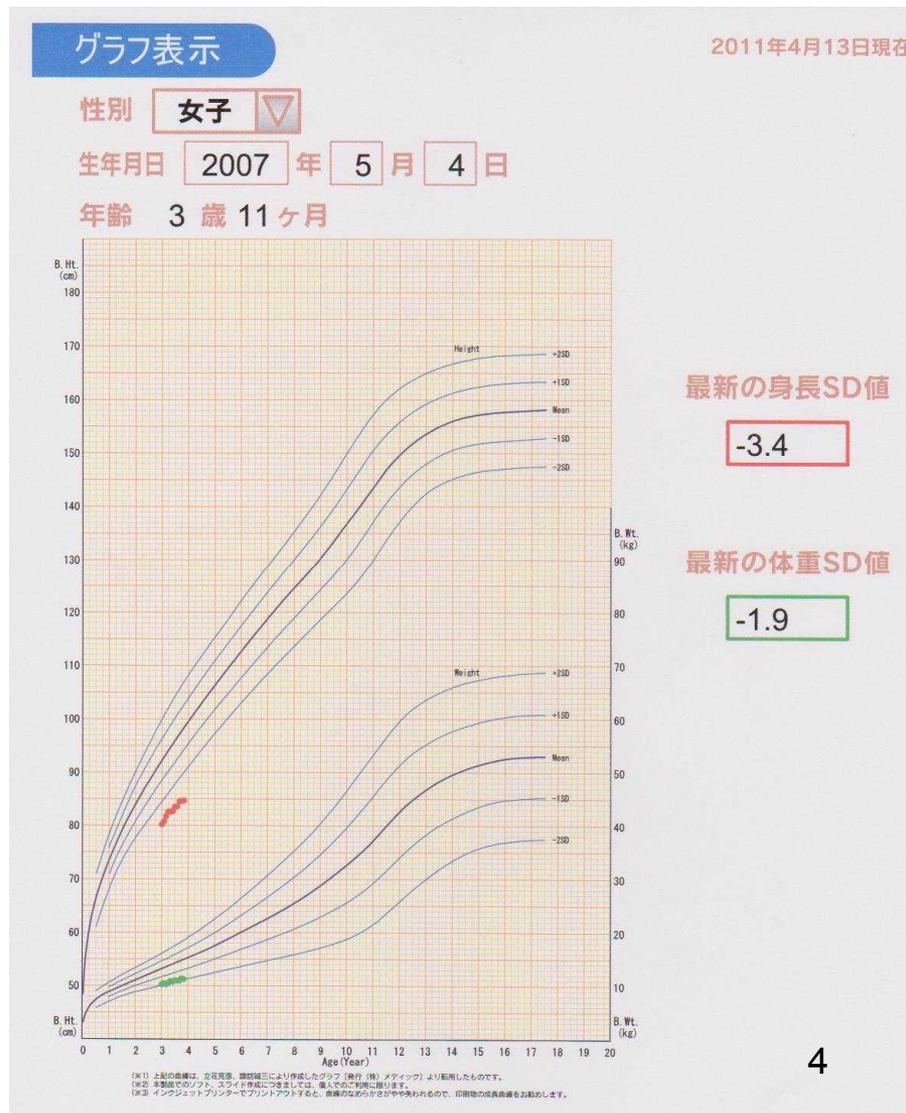
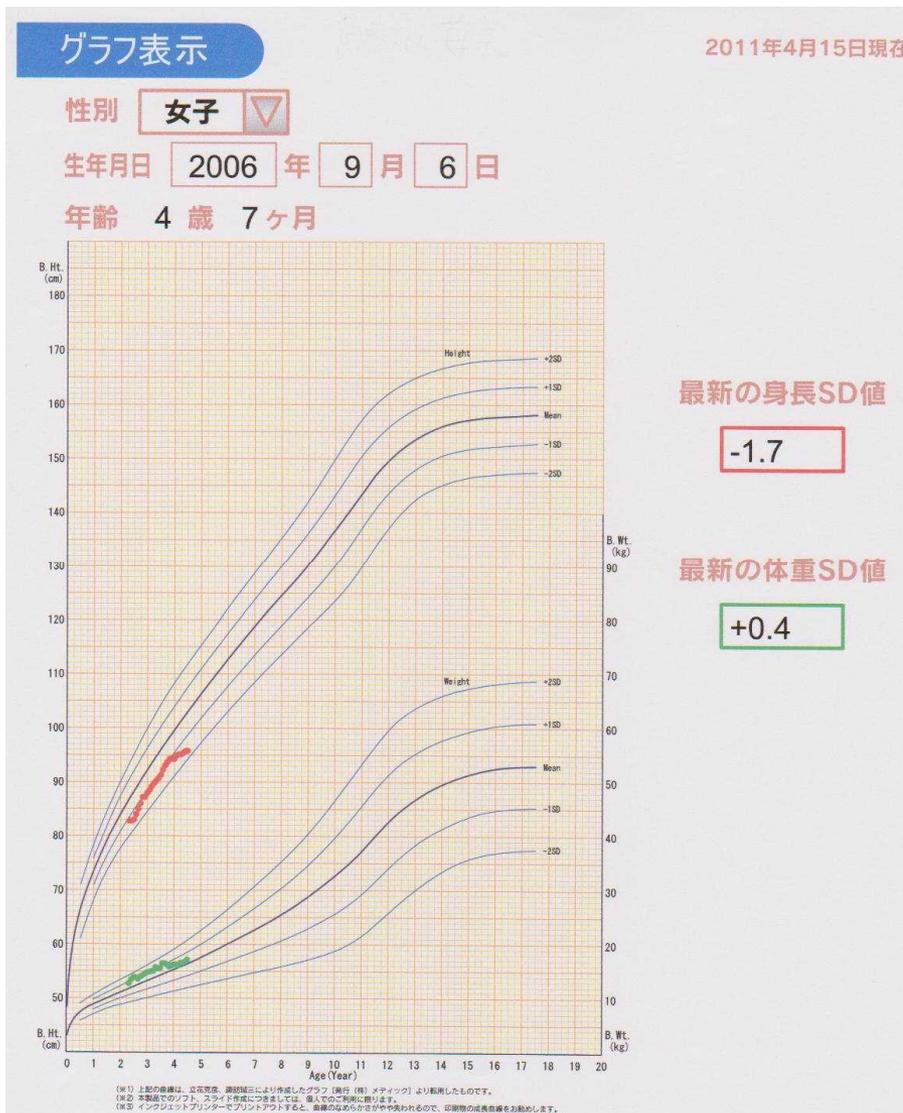
(虐待・良くない生育環境に影響を受ける)

- 体格は普通で身長も伸びている
- 体格小さいけれど身長は伸びている
- 体格は普通だけれど身長が伸びていない
- 体格が小さく身長が伸びていない

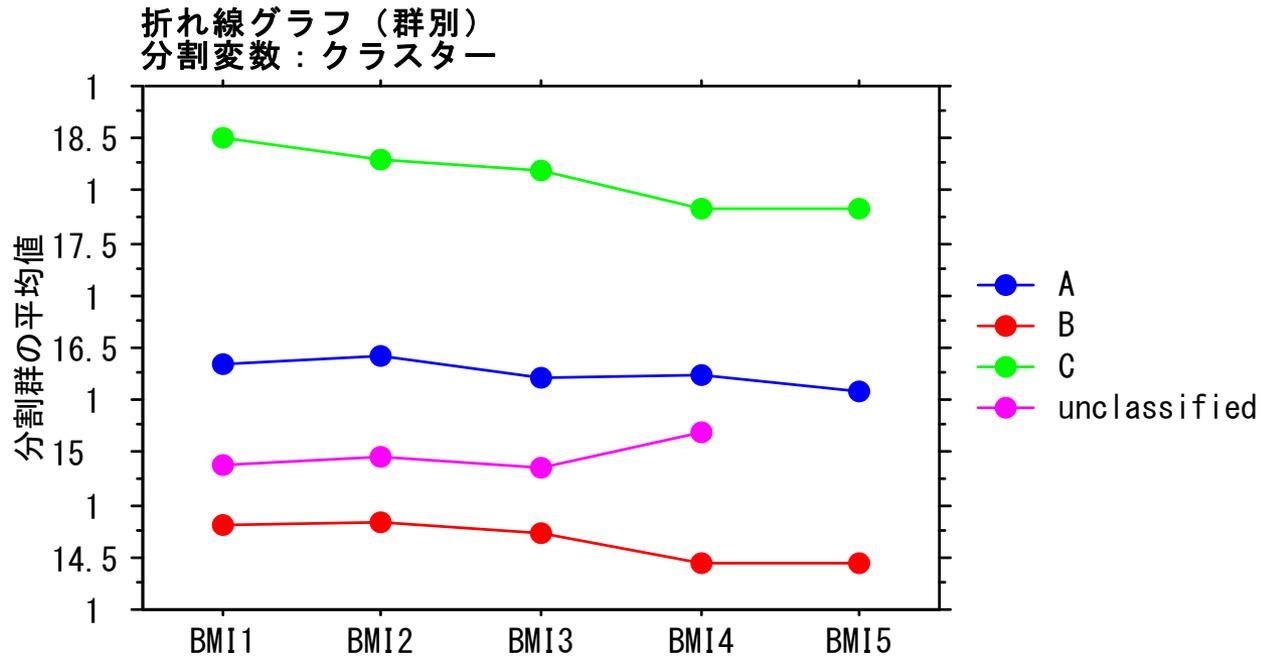
体格は普通だが身長が伸びていない



体格が小さく身長も伸びていない

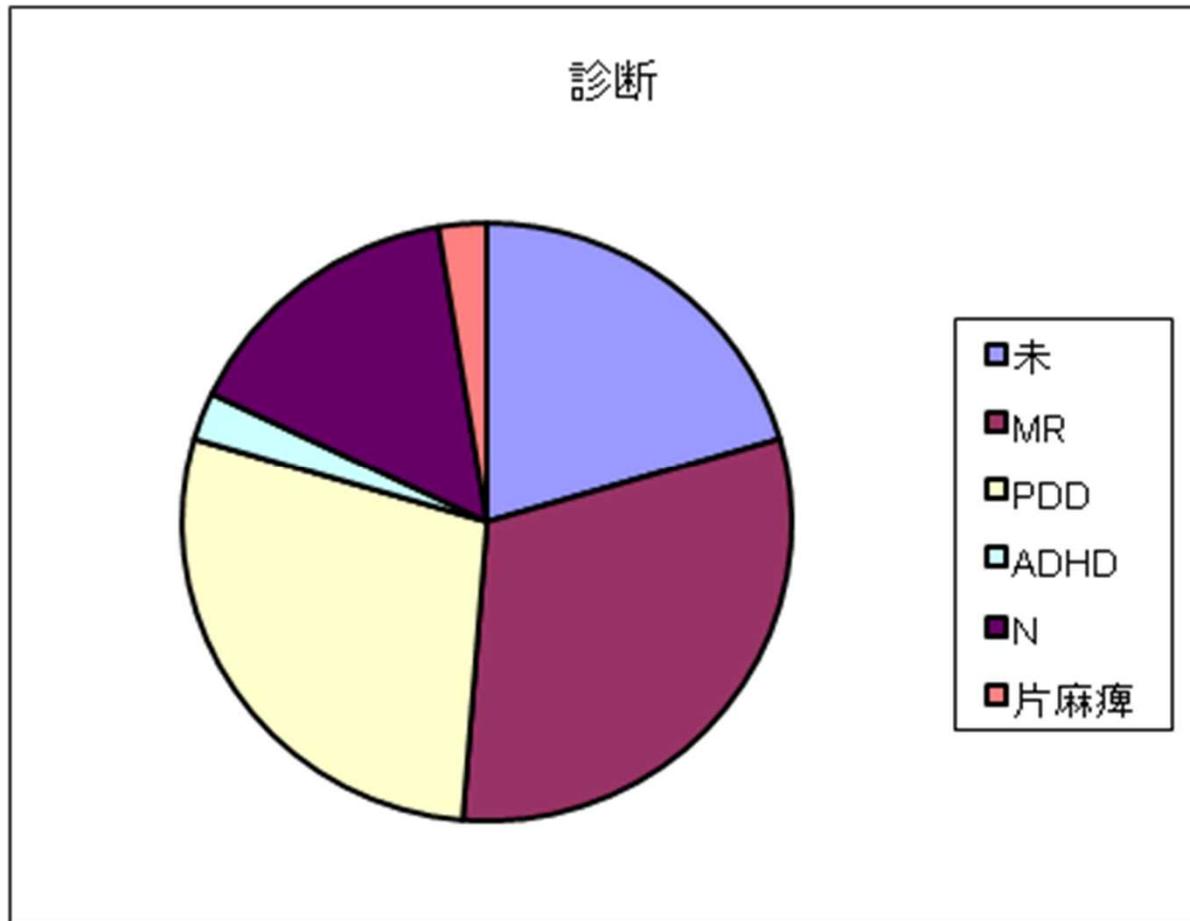


BMIで検討

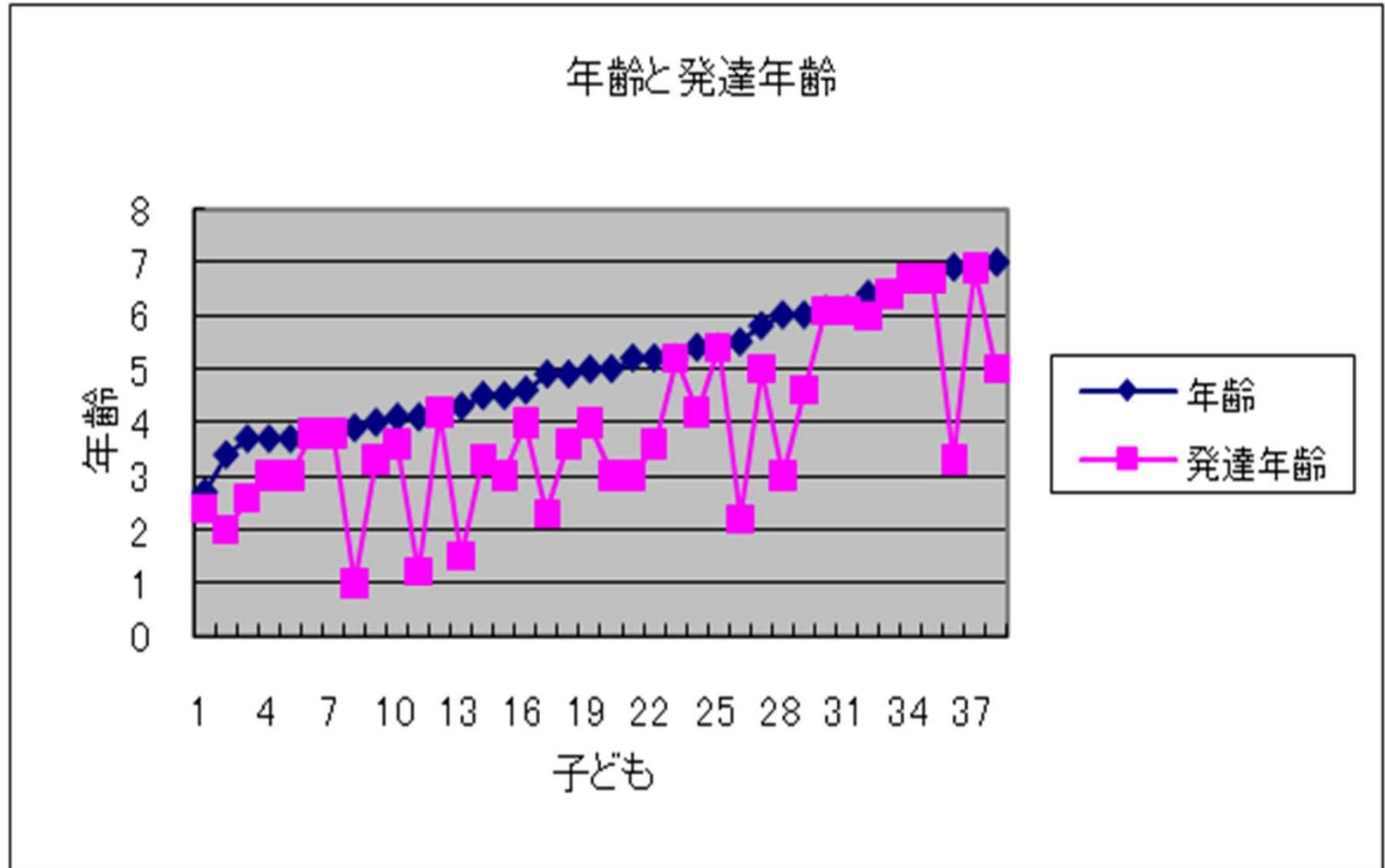


- ・入所時の年齢、DQ(IQ)、性別、診断名、虐待の有無について偏りがあるか調べたが、偏りは見られなかった。
- ・児童の入所後の成長がどのような傾向を示すかについては、それら以外の要因の関与を慎重に探索する必要がある。

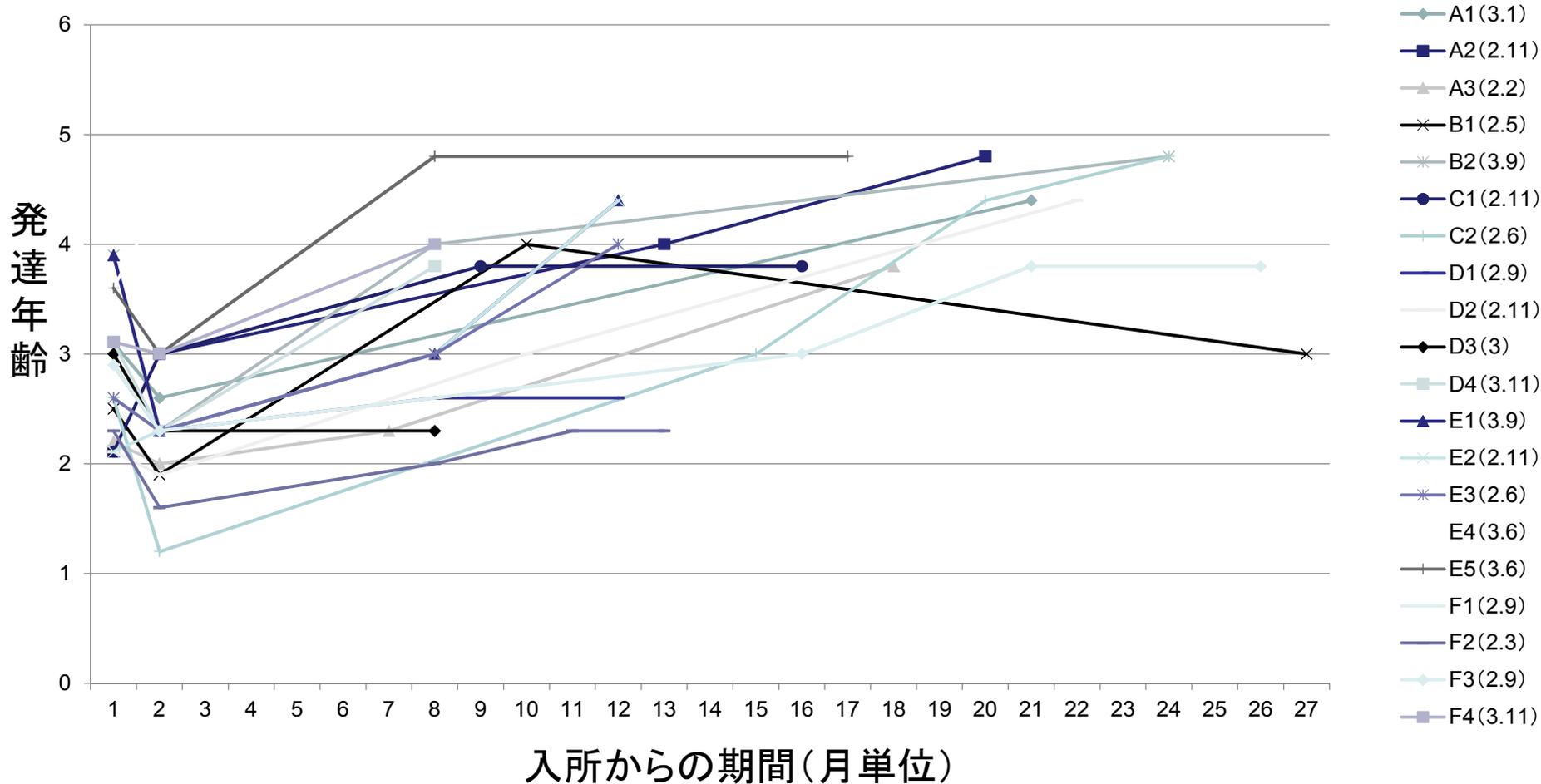
子ども達の診断名



子どもの達の発達年齢



発達年齢の推移



保育環境

施設内

- 園内保育 (3歳以上週3回 9:00～11:30)
- 園内療育 (3歳以上週2回 9:00～11:30)

施設外

- 幼稚園 (3歳以上週5日 9:00～14:00)
- 療育施設 (3歳以上週1～3回 9:00～13:00)
- 学校 (6歳以上週5日 9:00～15:00)

保育利用状況

	1歳	1歳	2歳	2歳	2歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	6歳																																
月															□	□		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	学	特		
火							○	○	○	○	○	○			○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	学	特	
水															□	□	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	学	特
木							○	○	○	○	○	○			○	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	学	特
金							○	○	○	○	○	○			○	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	学	特

【○...園内保育 □...園内療育 ◎...幼稚園 △...療育施設 学...学校 特...特別支援学級】

もし園内保育所や二重措置がなければ

	1歳	1歳	2歳	2歳	2歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	6歳																													
月															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							学	特	
火															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎								学	特
水															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎								学	特
木															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎								学	特
金															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎								学	特

【○...園内保育 □...園内療育 ◎...幼稚園 △...療育施設 学...学校 特...特別支援学級】

育 児

- 自分が経験したことが基本となる
（食事、おやつ、お風呂、しつけ、外出）
- 保育や教育・研修あるいは配偶者・同居者によって変化しうる
- 施設に歴史や文化がある

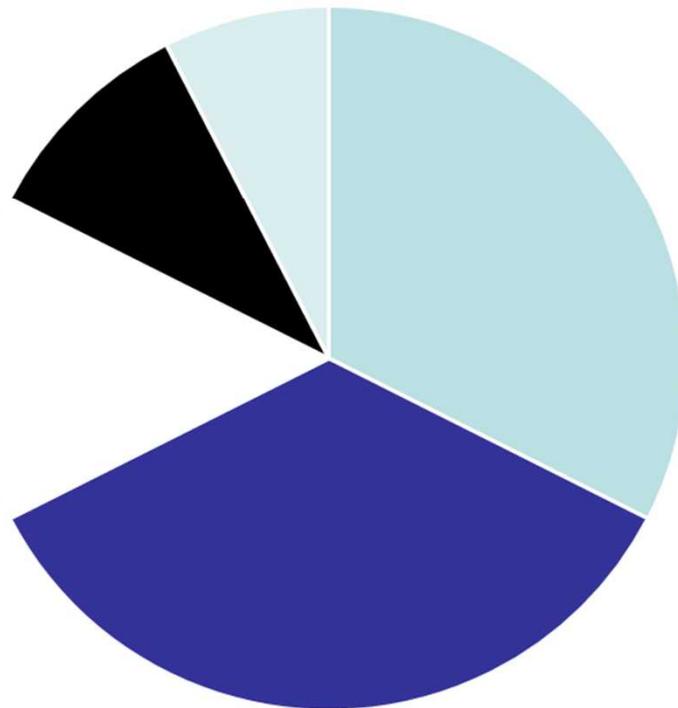
職員の経験

(アンケート調査より)

- 【問い1】 幼少の頃、お母さんからやってもらってうれしいことは何ですか？また、お母さんと一緒に楽しかったのはどんな遊びですか？
- 【問い2】 幼少の頃、お父さんからやってもらってうれしかったことは何ですか？また、お父さんと一緒に楽しかったのはどんな遊びですか？
- 【問い3】 幼少の頃、家庭でのしつけで覚えているのはどんなことですか？また、大切だったと思えるしつけはどんなことですか？
- 【問い4】 幼少の頃、幼稚園や保育園などのお友達と一緒に楽しかった遊びは何ですか？

【問い3】幼少の頃、家庭でのしつけで覚えているのは
どんなことですか？また、大切だったと思えるしつけは
どんなことですか？

大切だったしつけ



■ 食事マナー ■ あいさつ ■ 相手を思う ■ 片づけ ■ うそをつかない

職員の業務

<担当職員>

生活

支援が必要な子どもへの対応

保護者との関わり

関係機関との連携

記録

こどもの発達・学習支援のために

1、年間カリキュラム、月案、
日案の作成し、施設で統一

2、地域・外部機関の活用

（二重措置の問題を解決）

3、専門職の活用

4、施設職員の育成

5、継続した環境

（施設変更は最小限にとどめること）

児童養護施設で生活する高校生の声 今、あなたが一番したいこと

私たちのような子どもが差別されることが、少しでもなくなってほしい。普通の家庭で育った子どもにも勝るとも劣らない子どもが施設にもいることを証明するために、私は勉強したい。体も鍛えたい。 そうしないと、毎日、劣等感に押しつぶされそうになる。

出所:「今、施設で暮らす子どもの意識調査:10年を経て一児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の10年」(大阪市児童福祉施設連盟養育指標研究会、2010年)p159より

第8回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

泉谷委員提出資料

措置児童の確実な自立につなげていくため、
施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

目白大学 泉谷

(1) 「子どもの自立」概念の再吟味

自立 (independence) とは、広辞苑では「他の援助や支配を受けず自分の力で身をたてること」とされている。しかし、現代社会では、他者との関わり、支援を受けることなく、自分の力だけで生活することはあり得ない。

社会的養護における「子どもの自立」に関する概念は、様々なものがある。

網野武博 「子どもは、誕生のその時から、自立の歩みを続けるプロセスを辿る。」

「児童福祉学」中央法規 2002

伊藤嘉余子 「『子どもの自立』とは、単なる措置の終了（施設退所や里親家庭からの巣立ち）という状況を意味するのではなく、彼らがその後の人生において、社会的責任を果たしつつ、経済的／心理的／社会的に健全な状態で生活を継続できるようになること。」

「社会福祉学事典」丸善出版 2014

竹中哲夫 ①基本的な生活習慣の習得・自立、②家庭生活の自立（子どもとして）、
③地域社会・学校生活の自立、④学ぶことの自立（あるいは自己教育力の獲得）、
⑤社会的な人間関係の自立、⑥労働の自立、⑦経済生活の自立、
⑧自己意識の形成・自己同一性の確立、⑨性的な自立・性役割の自立、
⑩家庭生活の自立（大人として）、⑪社会的な主権者としての自立、
⑫生きがい・自己実現・人生観の形成としての自立

「現代児童養護論第2版」ミネルヴァ書房 1995

自立概念は論者によってポイントとする点、内容が異なる。現代社会において、子どもが自立するために、何を目指すべきか、支援者はどのような支援を展開すべきかを再考する必要がある。

(2) 自立支援の視点

①子どもの視点にたって「自立」を考える

支援者は子どもが自立するために、何ができるようになればよいか、子どもが失敗しないようにどんな支援を提供すべきか、ということに着目しがちである。子ども・若者は、ひとり立ちするまでにすでに、失敗を繰り返しながら学び、経験を積む中で物事に対応する力を獲得していく。子どもの視点に立って考えると、失敗すること、やり直すことなしに成長すること、

対応力をつけることは難しい。失敗すること、やり直すことを保障されることが子どもには必要である。

②失敗、やり直しを支える体制づくり

一般的に、子ども・若者は、失敗してしても、支えてくれる家族等がおり、やり直すチャンス、やり直すまでの居場所がある。一方、社会的養護の対象児童は、インフォーマル、フォーマル双方において、失敗してても、支えてくれる存在、受け皿、やり直すまでの居場所、機会を得ることが難しい場合が多い。

措置解除した子どもの失敗、やり直しに施設や里親等が対応することには限界がある。しかし、当事者の子どもからすれば、困ったからと言って誰にでも相談できるわけではない。措置開始時期から、施設や里親等と一緒に措置解除を見据えた支援を行う支援者、支援体制を確保することが必要であるが、この支援体制は子どもが18歳になったら終了するものではない。子育て支援関係、引きこもり対策、生活困窮者支援、就労支援、社会保障関連など、子ども・若者の生活支援に関連する分野と連携し、子ども・若者支援というような形で、児童福祉の対象年齢時から18歳以降も対応していく支援体制が必要である。

③当事者による支援の重要性

現在、社会的養護経験者による当事者団体の活動が活発になってきている。社会的養護対象児童にとって、社会的養護経験者からの支援は、当事者として思いを共有できること、ロールモデルとなることなど、専門職による支援とは異なる重要なものである。卒園児がキャンプのリーダーとして卒園した施設のキャンプを手伝ったり、有給のスタッフとして採用され、子ども達と日々関わることもあると聞く。アメリカでは、貧困世帯向け公的支援の一つである貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families : TANF）の受給者が、就労、経済的支援を受け、TANFの就労支援機関の職員となり、支援する側になるという事例もある。当事者による支援が継続されるためには、その活動を支援する体制も必要である。

④子どもの将来を見据えた方針の選択とネットワークづくり

社会的養護対象児童に対して学習支援が盛んに行われている。学ぶことの自立も重要であるが、レベルの高い学校への進学を目指すことだけが、子どもの自立につながるわけではない。将来どのような進路を選択するのかによって、進学する高校も変わる。例えば、工業高校、商業高校では資格を取得するだけでなく、一流企業等から求人が来ることもある。一方、一般高校では就労する生徒が多くなければ、求人数も限られ、就職先の確保が難しい場合もある。また、一つランクを落とした高校に進学し、その高校でトップの成績を収めた子どもが、有名企業に就職し、就職後数年経過した現在も就労継続していると聞く。

子どもの将来を見据えた方針を、子どもと家族、関係者と一緒に考えていくためには、地域

の社会資源、教育制度、就労情報等様々な情報を確保しておくこと、またこれらの分野に精通した協力者を得ておくことが必要である。日頃から様々な人たちとネットワークを持つこと、ネットワーク構築を支援する体制づくりが求められる。

(3) 更なる課題

①社会資源・利用可能なサービスの格差是正

施設・里親等に措置されている子どもだけでなく、家族再統合により家族と生活することになった子どもも社会的養護対象児である。施設等に措置されている間は、子どもへの支援が手厚いが、地域で生活している子ども達への支援が十分でない、との指摘もある。在宅型社会的養護への支援の必要性についても指摘されているが、生活場所によって利用できる社会資源・サービスが異なることで、子どもが不利益を被ることがあってはならない。

②子ども・若者期支援への公的資金導入による費用対効果の検証

欧米では、成人期に様々な問題を抱えた人への、公的支援の費用対効果より、子ども・若者期支援への公的資金導入の方が費用対効果が大きいと指摘されている。平均寿命が 80 歳を超える現代の日本では、人生の 4 分の 1 にあたる 20 歳前後の時期の支援を手厚く充実させる方が、4 分の 3 にあたる 60 年間への公的支援費よりコストを抑えることが出来ると思われる。子ども・若者期支援への公的資金導入の費用対効果について、長期的な調査の実施を含め、検証することが急務である。

③支援の担い手

子どもの自立は措置が終了となる時点で達成できるものではなく、その子どもの人生の中で達成されていくものである。子ども自身が様々なことに対応できる力を養い、必要に応じて他者の支援を受けながら、自分の判断で生活することができるようになるよう、長期間支えていく担い手が必要である。民間機関、当事者の活用、地域住民の参加も検討すべきである。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

草間委員提出資料

課題（４）施設退所児童の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

東北福祉大学・特任教授 草間吉夫

Ⅰ．現状

○居場所が少ない … 【要因】支援制度の脆弱さ … ヒト・モノ・カネ不足

【参考１】

○居場所＝東京２ヶ所、神奈川１ヶ所、奈良県１ヶ所、・・・・・・・・

【参考２】当事者による支援団体（清水真一氏調査、2015年２月現在）

No	団体名	代表者	所在地	運営形態	補助金の有無	設立日
1	だいじ家	塩尻真由美	栃木県宇都宮市	NPO 法人	無	2014.8.29
2	日向ぼっこ	渡井隆行	東京都文京区	NPO 法人	有	2006.3.3
3	なごやかサポートみらい	蝦沢光	愛知県名古屋市	NPO 法人	無	<任意団体> 2008.9.21 <NPO 法人化> 2013.11.8
4	Childen's View&Voice (CVV)	徳廣潤一	大阪府大阪市	任意団体	無	2001.6
5	ひ・まわり	石川玲子	静岡県三島市	任意団体	無	2004.6.15
6	レインボーズ	池田征人	鳥取県鳥取市	任意団体	無	2010.4.1
7	ふたばふらっとホーム	園武友	東京都府中市	NPO 法人	無	2011.3.15
8	こもれび	佐野優	千葉県松戸市	任意団体	無	2008.6.4
9	COLARS	伊達昭		任意団体	無	2011.12.7
10	明日天気になあれ	M	奈良県天理市	任意団体	無	2010.9.6
11	さくらネットワークプロジェクト	滝澤正美	東京都文京区	任意団体	無	2001.4.21
12	白ひげ	三浦宏一郎	神奈川県横浜市	任意団体	無	2014.5.5

Ⅱ．課題

○ニーズを捕捉出来ない → ニーズ潜在化 → ミスマッチ → 負のスパイラル化

Ⅲ．対策

○県庁所在地に１ヶ所整備 … 職住接近で気軽に立ち寄れる場の創出
 ⇨ 子供の未来応援基金活用も一案

- 自立支援員配置 … 自立支援、相談援助、コーディネート、SW
- 連絡会の設置 … 情報交換の場創出、団体の組織化支援
【事例】 こどもっと（朝日厚生事業団が支援）
- 情報発信 … ウェブサイト、SNS
第1段階：施設向け、第2段階：退所児童向け

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料

自立援助ホームの実践から

「施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について」

自立援助ホームの機能と役割

自立援助ホームは昭和 63 年の児童自立相談援助事業から平成 10 年の児童自立生活援助事業を経て、児童養護施設等を退所した義務教育終了後の自立へ向けた支援が必要な児童等を対象として受け入れを行ってきた。平成 21 年度の児童福祉法一部改正により、補助金体制から児童保護措置費体制に変わり、20 歳未満までの児童等が措置の可能となった。施設退所児童等だけでなく、家庭での親子関係不調や虐待等の理由で年齢の高い子どもたちが児童相談所を通じて直接入居に至るケースや、家庭裁判所や保護観察所から行き場がなく委託される子どもたちの受入れも行っている。

自立援助ホームの入居者の状況

- ・児童養護施設等を退所後、就労するも離職し、行き場を失い入居に至ったケース
- ・年齢が高くなってから性的虐待により、入居に至ったケース
- ・親子関係不調により、家出や非行・犯罪傾向に走り、児童相談所や家庭裁判所を通じて入居に至ったケース
- ・軽度知的障害や精神的疾患、発達障害等を抱えて、なかなか就労に結びつかないケース
- ・自立援助ホームの入居者の内、何らかの虐待を受けていたケースは全体の 6 割強にある
- ・なかなか就労に結びつかずに 20 歳の年齢超過に至ったケースもある

自立援助ホームの課題

- ・自立援助ホーム本来の役割は、自立一歩手前で短期間の援助により社会生活へ向けて移行できるように就労を前提とした支援を行う（子どもシェルターは別）ことになっているが、状況的には様々な家庭の問題や自分自身のハンディを抱えて自立が難しいケースが混在している。
- ・就労まで至らないケースも多くあり、就労支援や中間的就労のシステム強化が必要。
- ・昔ながらの職親の開拓を行い、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行う。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちの多くは、虐待や貧困、家庭環境の機能不全等から仕事を失うと同時に居所を失い、生活困難に陥る可能性が高いため、次のステップに至るまでの一時的なステップハウス等の整備も必要。
- ・退所者支援事業として、当事者等の団体が相談事業等を行っているが、援助を必要とする者が気軽に相談できる場所や居場所の提供を充実させること。
- ・自立援助ホームは 20 歳未満までの措置が可能であるが、19 歳で入居に至った者が短期で退居することも厳しい状況にもある。
- ・自立援助ホーム退居後の住宅事情も厳しい状況にもあり、公営住宅等の優先入居や定額入居等のシステムを導入できないか。
- ・自立援助ホームへ入居している期間は、ある意味守られているが、退居後の相談やケアの部分が手薄になっている現状から、社会生活支援専門職員（仮称）の配置も検討すべきである。

自立援助ホームへの入居対象

2

全国自立援助ホーム協議会

副会長 平井誠敏

自立援助ホームへの入居

本人申込委託措置

児童相談所
委託一時保護

家庭裁判所
補導委託

私的契約
(年齢超過等)

保護観察所
更生保護委託
自立準備ホーム制度

委託措置

(児童自立生活援助の実施)

自立援助ホーム本来の措置。

児童養護施設等を措置解除された児童等で、なお自立の支援が必要な義務教育終了後から20歳未満の児童等や家庭の事情等で行き場を失い、都道府県・政令指定都市が援助が必要と認めた児童等が自らの申し込みにより、児童相談所を通じて入居の措置がとられ、児童自立生活援助の実施がなされる。

• Aケース

児童養護施設から高校進学したが、問題を起こし退学。就労支援も難しく自立援助ホームへの入居となった。

• Bケース

児童自立支援施設を中卒後、家庭の調整も難しく行き場がなく就労するにあたり、自立援助ホームへ入居となった。

• Cケース

児童養護施設から高校卒業と同時に住込み就労するが、トラブルにより離職し行き場を失い、自立援助ホームへ入居となった。

• Dケース

里親委託されていたが、関係不調により、他の資源がなく、自立援助ホームへの入居となった。

• Eケース

家庭で性的虐待を受け、警察を通じて児童相談所へ通告があり、年齢的に義務教育終了していたことから、自立援助ホームへ入居となった。

児童相談所 委託一時保護

児童相談所の一時保護所が満床の場合や事情により一時保護の委託を必要とする場合に、施設等へ委託一時保護の措置をとるもの。(最大2カ月を限度としている。)

義務教育を終了した18歳未満の児童は、必要に応じて自立援助ホームへの委託一時保護の対象となっている。

- **Fケース**

高校中退ケースであるが、家庭で虐待により児童相談所で一時保護される。就労希望しているが、未だ先が見えないため、自立援助ホームへ委託一時保護して様子を見る。

- **Gケース**

高校生になってから家庭内暴力がひどくなり両親が児童相談所へ相談、高校は中退に至る。高齢児童でもあり、自立援助ホームへ委託一時保護しながら今後のことを検討。

- **Hケース**

児童養護施設を中卒後、母親宅へ帰るも、関係不調により児童相談所で一時保護していたが、無断外泊したりと落ち着かないため、環境を変えて自立援助ホームへ委託一時保護となった。

家庭裁判所 補導委託

家庭裁判所の審判で、しばらく少年の生活態度などを見てから最終的な処分を決める試験観察となった少年たちを預かっていただく個人や施設を補導委託先といい、補導委託先の責任者を受託者という。

自立援助ホームも、ほとんどのホームが補導委託先として登録されている。

- Iケース

児童自立支援施設出身。就労するも落ち着かず、車上盗などを行い鑑別所へ、家庭裁判所の審判にて少年院までには至らず、しばらく様子を見るために自立援助ホームへ試験観察付補導委託となる。

- Jケース

女子友人たちと窃盗を行い鑑別所へ、調査官より相談があり、すぐにはまだ見通しが難しい状況から、もう少し様子をみながら判断することで自立援助ホームへ補導委託となる。

- Kケース

弁護士を通じて、窃盗を行った少年の審判に立ち会って欲しいとの相談あり、社会内処遇で見ていった方が期待できるとのことから、試験観察付補導委託となる。

保護観察所 更生保護委託

家庭裁判所の審判で保護観察処分になった者で、行き場がなかったり、委託することで改善の方向へ期待できる者を更生保護委託費(食事付宿泊費)をうって委託先へお願いするもの。

自立援助ホームは一つの社会資源として、20歳未満の対象者が保護観察所からの依頼により委託される。

- **Lケース**

覚醒剤事件女子。少年院を仮退院するにあたり、家庭調整も難しく、帰住先にも困り、自立援助ホームへ委託依頼あり入居に至った。

- **Mケース**

保護観察に付せられ、しばらく順調に就労していたが、トラブルにより職場(住込み)を失い、帰住先がなく、自立援助ホームへ相談があり、委託入居になる。

- **Nケース**

児童相談所の指導に関わっていたが、窃盗等で家庭裁判所に係り、保護観察処分となる。その間、児童相談所も少年が18歳を超えたことから司法任せになり、調整厳しく自立援助ホームへ更生保護委託となった。

保護観察所 自立準備ホーム制度

保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象となる者で、適当な住居確保が困難な者について、更生保護施設以外の宿泊場所に宿泊させて処遇を行い、自立更生の促進を図るもの。

∞ 新しい制度であり、未だ自立援助ホームで登録しているホームは少ない。

家庭裁判所の補導委託と同額程度の費用が支給されることから、今後については、これまでの更生保護委託よりも対象者やホームにとって利用できる制度である。

・ Oケース

窃盗で保護観察に付していた少年が、親子関係不調により保護観察所へ相談し、帰住先に困っていたところ、再犯につながらないように配慮し、自立準備ホーム制度を利用して、自立援助ホームへ入居となった。

・ Pケース

父子家庭。中学時代に情緒障害児治療施設へ関わっていたが、高校になってから先輩・友人らと恐喝事件を起こし、医療少年院へ入院。仮退院にあたり、親元へ帰住させるに不安があり、児童相談所へも相談するが、しばらく司法関係機関で関わっていたことから司法絡みの調整となり、自立準備ホーム制度を利用して入居調整。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

藤川委員提出資料

課題（４）施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりと取組と工夫

～アフターケア事業部の事業概要と報告及び課題～

(社福)大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部 部長 藤川 澄代

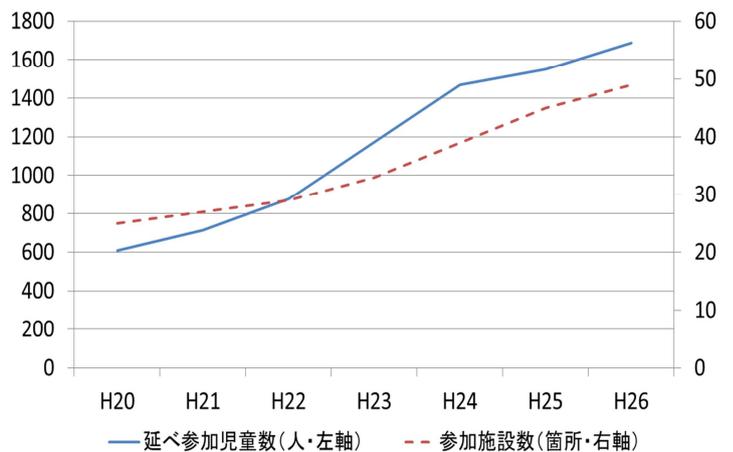
(1) 健全育成事業

施設退所児童が自立生活をする上での社会問題の発生を予防するために行う事業

- ① 通信「そらまめ～」を編集し、年間3回発行（1回に付400通～460通）…施設退所後概ね5年間発送
- ② 就職予定者支援プログラム（SST）年間13回開催（7月～2月）…施設及び里親宅に入所中の中3生～高3生を対象

回	日付	プログラム	内容
開講式		開 講 式	
第1回	7月4日(土)	ビジネスマナー	対人関係を構築するための基本的なマナー（あいさつ・電話対応等）職場で信頼されるビジネスマナー・冠婚葬祭のマナー等、実習を中心に商業高校教諭より学びます。
第2回		バイキングのマナー	バイキングについて（料理を取皿にとる際のマナーなど）を屋食実習にて学びます。
第3回	8月4日(火)	職業適性セミナー	自分にあった職業ってなんだろう？自分の性格の傾向と職業の適性を自己診断して、就職活動に役立てよう。
第4回	9月5日(土)	話し方セミナー	発声の方法やインタビューの仕方、及び人前での話し方、又敬語・謙譲語の使い方等を講義と実習により毎日放送アナウンスセンター長から、学びます。
第5回	10月10日(土)	薬 育	薬の種類や薬を正しく使うために必要な知識についての講義や、もしもの時の緊急対応について等、森下仁丹株式会社（薬剤師）より、実習を交えて学びます。
第6回	11月14日(土)	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はスキンケア・メーキャップ実習を資生堂販売員のビューティーコンサルタントに、男子は洗顔、ヘアケア、ネクタイの結び方の実習やスーツの着こなし方法について（AOKI）社員より学びます。
第7回		和食テーブルマナー	和食のテーブルマナーについて学びます。
第8回	12月5日(土)	金融教育 (銀行の利用方法やお金のやりくりとハンコ の事を詳しく知ろう！)	銀行の利用方法等について具体的に学びます。又、生活費のやりくりを家計簿をつける等、実習を通して学び、ハチの種類、印鑑使用方法も実習しながら学ぶ。各自に印鑑や印鑑ケース・印鑑アプリ等もプレゼントします。
第9回		中華テーブルマナー	中華の円卓でのテーブルマナーについて学びます。
第10回	平成28年 1月16日(土)	身近な法律の話	サラ金・ヤミ金被害の実態を寸劇を交えて学んだり、又、社会生活の中で自分自身を守るのに必要な法律や、労働に関する法律を弁護士さんより、わかりやすく学びます。
第11回		先輩の体験談	実際に社会に出るとどうなんだろう？施設を出て就職自立している先輩の体験を聞き、自立に向けてのイメージを具体化させる事で少しでも不安を減らしましょう。
第12回	2月6日(土)	グループワーク	講習を振り返り重要なポイントを再確認し、又発表する事で自立に向けての思いを互いに共有し合います。
第13回		洋食テーブルマナー	フランス料理のコース料理でテーブルマナーや社会での基本的なマナーもあわせて学びます。
閉講式		閉 講 式	

SSTへの参加児童延べ人数と参加施設



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延べ参加児童数(人・左軸)	608	713	878	1172	1468	1551	1689
参加施設数(箇所・右軸)	25	27	29	33	39	45	49

ソーシャル・スキル・トレーニング(SST)の効果

- ・施設入所中から当事業部職員と顔の見える関係づくりの大切さを重視している



退所後の支援につながるポイント

- ・講習内容は全て退所児童の相談事例である為現実的である。
- ・15年間参加児童のアンケートを参考に試行錯誤の中で継続した結果の今日のプログラムである

社会全体であなたの自立を支えていく



- ③ パソコン体験セミナー…年間4回開催（9月～1月）…施設入所中の中3生～高3生を対象
参加施設 22 施設、延べ参加者数 96 人(平成 26 年度)
- ④ プレゼント…初就職祝、結婚祝、出産祝、
クリスマスプレゼント（カレンダーを発送し、アフターケア事業部の電話番号、メールアドレスを記載）
- ⑤ フリールーム（憩いの部屋）の常設
- ⑥ 行 事（初就職お祝会&お楽しみ会：6月開催・お盆休み食事会：8月開催）

平成25年度 来訪者の動向

年間来訪者数

(人)

来訪者	施設出身者	418
	施設職員	208
	施設在園者	116
	ホームそらまめ(男女)	176
	関係機関	175
	雇用主	68
	児童相談所	32
	学生・ボランティア	30
	支援企業・団体	26
	里親	18
	自立援助ホーム	14
	メディア	5
	施設出身者の家族	3
	一般相談	2
	行政	61
	教育機関	56
	弁護士	11
	理事・監事	74
	その他	10
	合計	1503

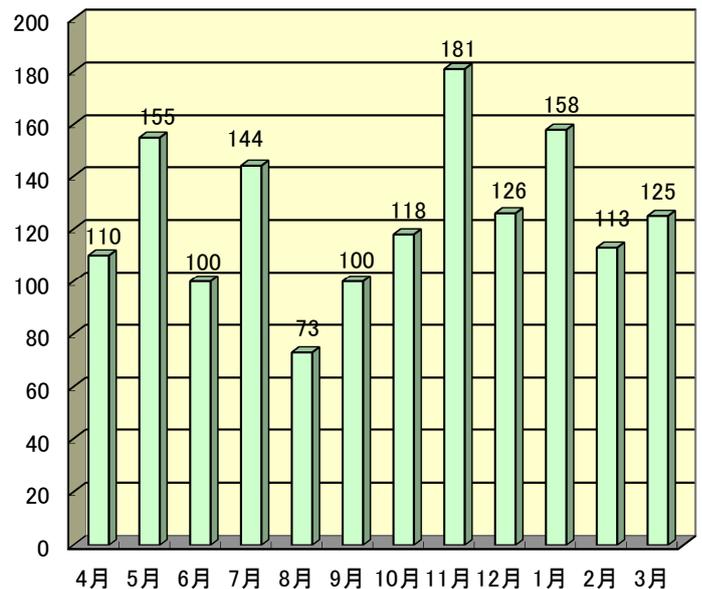
来訪内容(人)

フリールーム(憩いの部屋)利用	1087
相談	390
打合せ・ケースカンファレンス他	26
合計	1503

月別来訪者数

(人)

月	計
4月	110
5月	155
6月	100
7月	144
8月	73
9月	100
10月	118
11月	181
12月	126
1月	158
2月	113
3月	125
合計	1503



(2) 相談援助活動事業

自立生活する上での問題解決のために行う事業

①相談・訪問援助活動

- ・ 来室・職場訪問・住居訪問・施設訪問
- ・ 関係機関との連絡・訪問・調整
- ・ 電話・Eメール・手紙による相談・交流

②専門的相談援助

- ・ 法律相談・心理相談・医療相談
- ・ 自立相談援助・虐待防止援助

平成25年度 相談ケースの動向

相談ケース区分

所属	来訪相談	相談出張	計
施設出身者	217	24	241
施設職員	44	0	44
施設在園者	3	32	35
雇用主	2	7	9
弁護士	1	5	6
里親	9	1	10
家族	2	0	2
ホームそらまめ(男女)	82	44	126
自立援助ホーム (ホームそらまめ以外)	2	0	2
児童相談所	18	0	18
行政	3	0	3
司法	0	0	0
医療	0	8	8
教育機関	5	0	5
関係機関	1	0	1
一般相談	1	0	1
合計	390	121	511

(人)

相談内容区分

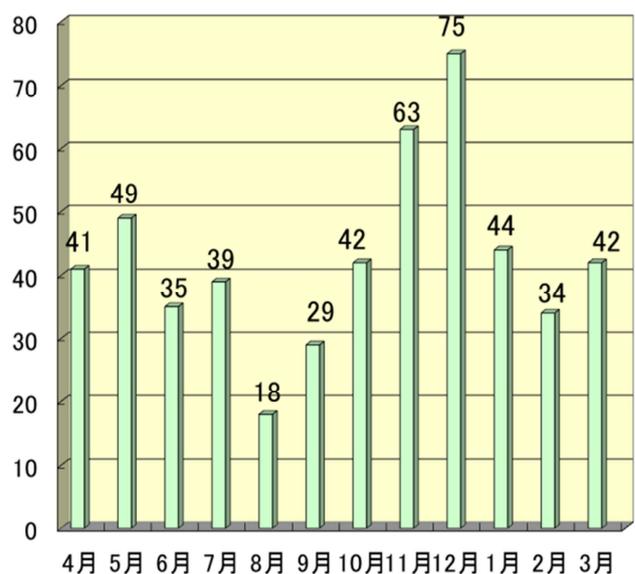
相談内容	来訪相談	相談出張	計
就職・職場	129	25	154
生活相談	97	29	126
法律相談	34	5	39
金銭問題	28	5	33
健康	28	11	39
家族	27	3	30
自立援助ホーム入退所	24	20	44
子育て	10	0	10
住居	7	4	11
人間関係	2	10	12
進学・進路	2	2	4
結婚・離婚	1	1	2
犯罪・事件	1	3	4
携帯電話	0	2	2
障害	0	1	1
合計	390	121	511

(人)

月別相談者数

月	来訪相談	相談出張	計
4月	30	11	41
5月	38	11	49
6月	29	6	35
7月	31	8	39
8月	6	12	18
9月	22	7	29
10月	34	8	42
11月	59	4	63
12月	33	42	75
1月	43	1	44
2月	27	7	34
3月	38	4	42
合計	390	121	511

(人)



(3) 調査研究事業

- ①事例検討会
- ②講演会、勉強会の開催他
- ③研修会への参加・講師

(4) 就業支援事業

施設退所後の社会的自立の促進を図るために行う事業

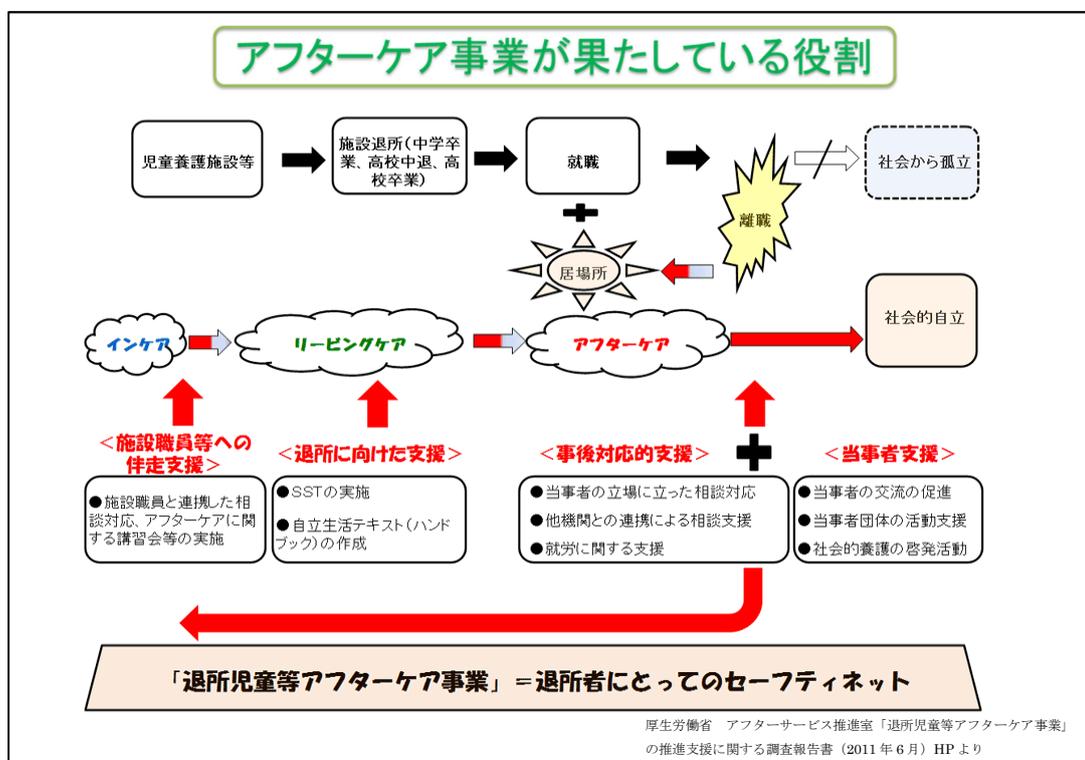
①職業紹介事業

- ・職場の開拓、職場実習、就労訓練、面接等のアドバイス、就職後の定着支援等
- ・職業紹介事業者として、安定した就業が困難な施設退所児童に対して、社会人としてのルールやマナーについて再教育する。

②キャリア教育プログラムの推進（研修・職場見学・職場体験・職場実習）

- ・リービングケアの一環として働くことの意味等職場見学・職場体験を通じて職業観の育成を行い、退所後の就労自立のイメージづくりを行なう。（退所者は随時、施設入所者は夏休みに3ヶ所実施）

③雇用主様への感謝懇談会の開催



★課題…支援活動のエアポケットに入った子ども達への支援

- ① 知的にボーダーラインや発達障害等を抱えている等により、施設を退所後に社会での自立生活の継続が困難になった退所児童の再度の受け入れ先が、保証人がいない等で住居が決まりにくい、又就労先の理解も不可欠である為に就労支援も必要であるが、その支援を求めることが出来ずに繋がりにくい子ども達が多い。
- ② 大学・専門学校等へ進学しても当然生活費確保等の為就労は求められるが、子ども達は学業とアルバイトとの両立が難しく、つい奨学金を生活費に充てたり、中には中退してしまい奨学金の借金を背負って自活している現実がある。
進学生への生活支援体制が構築されていない。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

磯谷委員提出資料

平成27年4月20日

18歳に達した未成年者に対する法的支援

弁護士 磯谷文明（東京弁護士会）

1 18歳に達した未成年者と児童福祉法上の措置

（１）課題

児童福祉法は基本的に児童、すなわち18歳に満たない者（4条1項）を対象としているが、児童福祉施設入所等の措置（27条1項3号）については、満20歳に達するまでとることができるほか（31条2項）、親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求については、児童相談所長は子どもが満20歳になるまで行うことができる（33条の7～9）。

しかしながら、施設入所等の措置の延長については、延長後に児童福祉法28条2項本文の期限が到来した場合、同項但書の更新が可能かどうか必ずしも明らかでない^{*1}。また、延長期間中、児童虐待防止法に定められている面会交流の制限、接近禁止命令などは利用できないのではないかとと思われる。

親権喪失等の請求についても、そのためには情報収集が不可欠であるが、情報収集を支える要保護児童対策地域協議会等の制度は児童を対象としており、利用できないのではないかとと思われる。また、一時保護も利用できないものと思われる。

（２）現行の法制度

児童福祉法28条（略）

- ② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該

*1 これを肯定する見解もある。岩佐嘉彦『弁護士から見た児童虐待事件（2）～児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て～』家庭裁判月報61巻8号1頁所収。

措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

児童虐待防止法 12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、または同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部または一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

② （略）

③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、または同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所または居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、または当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所または居所を明らかにしないものとする。

児童福祉法 33条の7 児童または児童以外の満20歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条または第836条の規定による親権喪失、親権停止もしくは管理権喪失の審判の請求またはこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

個人情報保護に関する法律 23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場

合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

児童福祉法 25 条の 2 (略)

- ② 協議会は、要保護児童^{*2} もしくは要支援児童^{*3} 及びその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

児童虐待防止法 13 条の 3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長から児童虐待に係る児童またはその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料または情報の提供を求められたときは、当該資料または情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務または業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料または情報を提供することによって、当該資料または情報に係る児童、その保護者その他の関係者または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

児童福祉法 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、… (略)
…、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護

*2 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）。

*3 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のうち、要保護児童に該当する者を除いた者（児童福祉法 6 条の 3 第 4 項）。

を加えさせることができる。

(3) 対 策

ア 児童福祉法 31 条 2 項の延長の措置についても、先行する児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置が 28 条 1 項または 2 項但書の家庭裁判所の承認によりとられているときは、親権者等の意に反する場合であっても、家庭裁判所の承認を得て当該措置をとることができるよう明記することが考えられる。

また、児童福祉法 31 条 4 項の「この法律」を「この法律及び児童虐待の防止等に関する法律」に改めるなどして、延長の場合も面会交流の制限等をできるようにすることが考えられる。

イ 18 歳に達した子どもにかかる親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求についても、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法 13 条の 3 などを利用できるようにする必要がある。今後、児童相談所の一般的な調査権限と回答義務に関する規定を設ける場合、18 歳に達した未成年者についても対象とする必要がある（後者が実現されれば、18 歳に達した未成年者について要保護児童対策地域協議会等の利用を認めるべき必要性は小さくなるものと思われる）。

2 接近禁止命令の拡張

(1) 課 題

児童虐待防止法 12 条の 4 の定める接近禁止命令は、児童福祉法 28 条の承認により 27 条 1 項 3 号の措置がとられている場合に限られている。

(2) 対 策

施設を退所した児童につきまったり、金を無心する親がいることに鑑みると、接近禁止命令は、むしろ施設退所後にこそ必要性が高まると考えられる。そうすると、児童虐待防止法の接近禁止命令とは別に、子ども自身が裁判所に接近禁止命令を申し立てる制度を創設し（未成年者の間は、未成年後見人も申立可能とすべきである）、子どもが児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置をとられていた事例については、児童相談所が支援するものとする考えられる。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

浜田委員提出資料

平成27年4月20日

未成年後見人の活用について

弁護士 浜田真樹（大阪弁護士会）

1 自立に際しての法的な課題

施設等から自立を図るにあたり、児童等は、住居を定め、進学先・就職先を決め、携帯電話を買うなどして、自らの生活環境を整えていく。これらはすべて、法律行為（契約）である。

ところで、民法は、未成年者を制限行為能力者とし、未成年者が法律行為を行うには法定代理人の同意を得なければならず、これに反する法律行為は取り消すことができると定める（5条）。

しかし、自立に臨む児童等の中には、法定代理人たる親権者を有しない者が存在する（典型的には、親権者と死別した場合。また、親権喪失・親権停止審判等により親権を行使する者がいなくなる場合もある）。そのような児童等は、ここで、有効な法律行為をなし得ないという問題に直面する¹。

このように親権を行う者がいないときは後見が開始し（民法 838 条 1 号）、未成年後見人が選任されることとされている（民法 840 条ほか）。

2 未成年後見人の選任

平成 25 年における未成年後見人選任事件の受理件数は 2366 件であり²、近年の事件数に大きな変動は見られない³。しかし、平成 23 年の民法改正により未成年後見制度に関する改正（複数後見の解禁等）や親権制限審判に関する改正（親権停止審判の新設等）のほか、東日本大震災で親権者を亡くした児童等が多く発生したこと等の事情により、近時注目が高まっている。

未成年後見人となる者は、大多数のケースにおいて親族である。しかし近時においては、専門職（主として弁護士⁴）が未成年後見人や未成年後見監督人に選任されるケースが増加傾向

¹ そのような児童等は数としては多くないが、だからといって看過できる問題ではない。

² 平成 25 年度司法統計家事事件編第 3 表の新受件数。

³ 平成 19 年以降、年間の事件数はおおむね 2600 件台である（平成 22 年は 2300 件台）

⁴ 弁護士以外では、司法書士や社会福祉士等が想定される。未成年後見監督人については、税理士

向にある⁵。

たとえば、大阪弁護士会に対して大阪家庭裁判所⁶から未成年後見人等⁷の推薦依頼がなされた件数⁸は以下のとおりであり、4年間で3倍以上に増加している。

年度	件数
H23	13
H24	24
H25	36
H26	48

3 未成年後見人の活動

未成年後見人は、身上の監護について親権を行う者と同じの権利義務を有し(民法 857 条)、また財産管理を行う(民法 859 条)。

未成年後見人について「親代わり」と言われることがあり、未成年後見人の実際の活動は多岐にわたる。これは、専門職後見人であっても変わらず、すでに多くの専門職未成年後見人が、たとえば以下のような活動に日々従事している。

- ・ 住居探し、就職先探し等
- ・ 契約締結への同意(賃貸借契約、労働契約等)
- ・ 一人暮らしの未成年者の生活支援(家庭訪問、面談等)
- ・ 関係機関との連携(市町村、児童相談所、元入所施設、他の専門職等)
- ・ 財産管理・指導

また、「未成年者が少年事件を起こしたために保護者として捜査や少年審判手続に対応」、「少年院退院を控えた未成年者の帰住先調整」などの活動を要する事案も散見される。

施設退所児童等に関して報告者が経験した実例としては、保護者からの虐待を受けたため、児相相談所長の申立てにより親権喪失審判を得て、その後児童養護施設で生活していた児童について、同人が高校卒業後に寮付きの会社に就職するに際して報告者が未成年後見人に就任して、労働契約や寮への入居契約等の同意を与えたり、その後の財産管理を指導するなどしたケースがある。

の選任事例もあるようである。

⁵ 正式な統計には接していないが、報告者が日弁連子どもの権利委員会等で見聞きする範囲でも、全国各地で増加していることは疑いがない。

⁶ 大阪家庭裁判所本庁のほか、堺支部・岸和田支部を含む。

⁷ 未成年後見人及び未成年後見監督人

⁸ 件数に関する情報は、大阪弁護士会として把握しているものである。

4 未成年後見人が存することのメリット

- (1) 親権者を持たない施設入所児童等にとって、未成年後見人は、児童相談所や施設とは異なる立場から、児童等の福祉のために尽力する貴重な存在となる。そのため、児童等の意向や利益が児童相談所や施設のそれと相反するような場合に、未成年後見人は、児童等の意思表明を支援したり、施設等との間での調整を図ったりすることができる。
- (2) また、未成年後見人は当該児童等が成人するまでその職にあり続けるので、児童等の住居や状況に変化があったとしても、児童等と継続的なかわりを持つことができる。

5 未成年後見人に関する課題（特に、専門職後見人について）

(1) 過重な義務（親権を行う者と同一の権利義務）

未成年後見人は「親権を行う者と同一の権利義務を有する」とされており、その義務はときに過重である。特に、非行傾向を有するような児童等の未成年後見人を務める場合に顕著であるが、児童等が不法行為に及んだときに未成年後見人として損害賠償責任を負うことになる可能性を否定できない⁹。

そのような危険が未成年後見人への就任を躊躇させることがないように、未成年後見人全般が広く対象となる損害保険制度の整備などが求められる¹⁰。

(2) 保証

未成年後見人が、未成年者のために保証人となることを引き受けざるを得ない場面が生じている。典型的には、住居の賃貸借契約や労働契約の場面である。これは、未成年者に資力がない場合に特に負担が大きい。保証債務が現実化した場合の引当てとなるのは未成年後見人自身の資産しかないからである。また、未成年者が成人して未成年後見が終了したからといって、保証人たる地位から解放されるわけではない。

未成年後見人が保証人となる場合に、その負担を軽減するような制度が望まれる。具体的には、身元保証人確保対策事業の対象となる保証人の範囲を拡充することなどが考えられる。

(3) 報酬

未成年後見人は家庭裁判所の決定により報酬を得ることができるが、その原資となるのは未成年者の財産である(民法 862 条)。したがって、未成年者が財産を有しない場合には、

⁹ 厚生労働省が未成年後見人支援事業の一環として「未成年後見人補償制度」を整備し、損害保険料の補助等を行っているが、その対象は(3)の報酬補助事業と同じ範囲にとどまる。

¹⁰ 弁護士に関していえば、近時、このような責任を負う場合に備える損害保険商品(弁護士賠償責任保険の特約として加入するもの)が開発されている。

報酬を得ることは事実上不可能である。

なお、大阪弁護士会が把握しているところによれば、平成 25 年度及び平成 26 年度に推薦依頼があった案件のうち約 2 割¹¹が、未成年者に財産がないため報酬が見込めないものであった。

厚生労働省が平成 24 年度から「児童虐待防止対策支援事業」の一環として「未成年後見人支援事業」を開始した。これは、一定の要件を満たす未成年後見人について、都道府県が主体となって、未成年後見人の報酬を援助するものである（報酬補助事業）。

この制度による報酬の補助を受けられるのは、児童相談所長が未成年後見人選任申立てを行い、家庭裁判所から未成年後見人として選任された者であって、次の要件をすべて満たした者である。

①未成年者の財産合計が 1000 万円未満であること

②未成年後見人が未成年者の親族以外の者であること

この事業では、家庭裁判所が報酬付与決定をした額のうち月額 2 万円を上限に報酬の補助がなされる。

従前であれば完全なる無報酬であったような事案にも一定の報酬が確保されるようになったことは一歩前進であるが、その対象となる事案は上記のとおり限定的なものにとどまる。

対象となる事案の範囲も、報酬の金額も、一層の拡大がなされるべきである。

（４）成人後のかかわり

未成年後見は、児童等の成人により当然に終了する。しかし、その児童等に対する支援の必要性が直ちに解消されるわけではない¹²。

必要に応じて成人後も、法的な裏付けの下で関与を継続できるような制度を作ることができないか、検討がなされる必要がある。

以上

¹¹ ここでいう無報酬事案には、後述の報酬補助事業により報酬補助が受けられるものは含んでいない。

¹² 成人したら自身の名において法律行為を行うことができるようになるため、支援の必要性はむしろ増すことさえある。